千葉市子どもルーム・アフタースクール個別施設計画

令和３年３月

千 葉 市

目次

第１章　計画策定の背景・目的等 1
第１節　計画策定の背景 1
第２節　計画策定の目的 2
第３節　本計画の位置付け 2
第４節　計画期間 2
第５節　対象施設 3
第２章　計画の基本的な方向性 4
第３章　対策の優先順位に関する考え方 5
第４章　個別施設の状態等 6
第１節　施設の総量・配置及び建築年度の傾向 6
第２節　利用状況（児童数の現状と見通し、待機児童数、定員充足率） 9
第３節　運営の概要 12
第４節　子どもルーム事業の歳入及び歳出 13
第５節　施設の老朽度の傾向 14
第５章　個別施設の状態等を踏まえた各対策の方針 20
第１節　学校施設の積極的活用に向けた移転対策 20
第２節　耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（中長期的な対策） 24
第３節　経常的に実施すべき安全対策 29
第４節　各対策に係る方針のまとめ 34
第６章　個別施設に関する対策内容と実施時期 35
第１節　対策ごとの前提条件 35
第２節　計画期間内の対策（今後 10 年間の対策） 36
第７章　対策の概算費用と効果 38
第１節　推計条件 38
第２節　推計結果 39
第３節　効果の検証 40
第８章　本計画の継続的運用方針 41
第１節　情報基盤の整備と活用 41
第２節　推進体制等の整備 42
第３節　計画のフォローアップ 42
資料編 43
①　アフタースクール事業の概要について 43
②　子どもルームの施設一覧（アフタースクール含む） 45

第１章 計画策定の背景・目的等

第１節　計画策定の背景

●千葉市の取り組みと国からの策定要請

本市では、総人口の減少等に伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しを踏まえ、資産経営の最適化に向けた様々な取り組みを着実に進めています。

また、国においては「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月）を策定し、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することとし、地方公共団体に対しては、行動計画としての公共施設等総合管理計画の策定と、当該行動計画に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を策定することを求めています。

●本計画の対象と位置付けの概要

千葉市子どもルーム・アフタースクール個別施設計画（以下、「本計画」という。）は、平成 27 年５月（令和２年３月改訂）に策定した千葉市公共施設等総合管理計画を上位計画とし、平成 30 年５月に策定した「千葉市公共施設等個別施設計画」において示した、「施設類型別の対策リスト」に含まれる公共建築物の「子どもルーム」と、さらに子どもルーム運営事業と密接な関係を有するアフタースクール事業における「アフタースクール」を加えた個別施設計画として策定するものです（アフタースクール事業の位置付けを踏まえ、本計画では、以下において、特に断りの無い限り、子どもルームとアフタースクールを総称して、単に「子どもルーム」と表記します）。

●子どもルームの目指すべき整備手法と実態

子どもルーム運営事業（千葉市放課後児童健全育成事業）に基づく子どもルーム[1]は、就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供する施設です。

子どもルームの整備にあたっては、施設整備費用の抑制を図る観点から、余裕教室を含めた学校施設を積極的に活用することを目指しています。

しかしながら、子どもルームへの高い利用需要を背景に、待機児童の解消を早期に図る必要もあって、概ね 2000 年（平成 12 年）頃から現在に至るまで、市有の単独建物も大量に整備してきました。

その結果、子どもルームの設置形態は校内・校外ともに多種多様となり、市有の単独建物を中心として、今後老朽化する施設が集中的に増加する見通しとなっています。

さらに、市全体としては年少人口が減少する見通しであることや、学校施設については、今後、改修・改築のタイミングを一斉に迎えることもあり、子どもルームを取り巻く環境も大きく変化することが予想されています。

---

[1] アフタースクール事業は、小学校の放課後において、希望する全ての子どもたちを対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供するため、これまで別々に運営していた放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営し、令和２年度より正式に開始した事業です。同事業の概要は資料編に掲載しています。

●子どもルームの整備における検討課題

そのため、子どもルームのあり方については、目下取り組んでいる待機児童の解消や運営面の改善のほか、中長期的観点から、今後の学校施設の改修・改築のタイミングを見据えた学校施設の活用をより一層強力に推進するとともに、既存施設の老朽化状況等を踏まえ、施設環境の維持向上に必要な考え方を抜本的に整理することが必要となっています。

第２節　計画策定の目的

本計画は、子どもルームに関するいわゆるハード面（建物のあり方）に焦点を当て、学校施設の活用をより一層強力に推進して、中長期的視点から施設整備費用の抑制を図ることを目的とするとともに、必要な老朽化対策や改修等を計画することで、安全かつ快適な施設環境の維持・向上を図ることも目的として策定するものです。

第３節　本計画の位置付け

本計画は、千葉市総合計画を最上位計画とし、その部門別計画である千葉市公共施設等総合管理計画を上位計画とする千葉市個別施設計画の中で、子どもルームを対象とした個別施設計画として体系的に位置付けられています。

本計画は、本市の上位計画及び国の策定指針を踏まえつつ、関連計画と整合を図りながら策定しています。

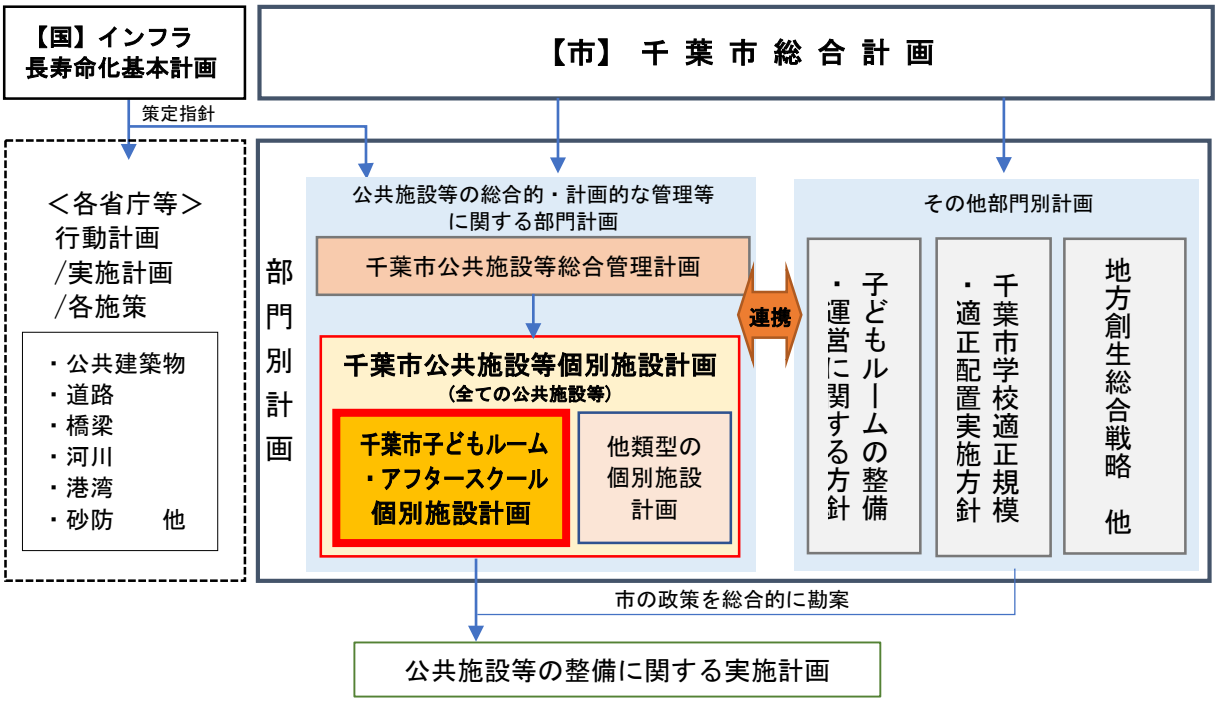

図 1　本計画の位置付け

第４節　計画期間

本計画の計画期間は、令和３年度（2021 年）から令和 12 年度（2030 年）までの 10 年間とします。

なお、上記の計画期間内であっても、千葉市公共施設等総合管理計画や関連する計画の改訂に合わせて、適宜、必要な見直しを行います。

第５節　対象施設

本計画の対象施設は、令和２年４月１日時点[2]における、公設による全ての子どもルームであり、施設数は 183 施設[3]です。計画対象施設の設置形態（設置場所・所管区分）を分類すると、下表のとおりとなります。

なお、施設ごとの名称、所在地、建築年度は、巻末資料に掲載しています。

表 1 設置形態別の施設数

設置場所		所管区分	市全体		区別の内訳					
			施設数	構成比	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
校内	校舎内	健全育成課所管	15	－	3	2	3	5	1	1
		目的外使用許可	27	－	4	6	5	2	4	6
		高学年ルーム	37	－	9	5	9	4	5	5
		小計①	**79**	43%	**16**	**13**	**17**	**11**	**10**	**12**
	校舎以外	市有建物	47	－	10	9	4	8	8	8
		リース建物	17	－	1	2	3	1	6	4
		小計②	**64**	35%	**11**	**11**	**7**	**9**	**14**	**12**
校外		市有建物	24	－	4	5	5	3	2	5
		リース建物	4	－	1	1	0	0	1	1
		賃借	12	－	5	0	3	4	0	0
		小計③	**40**	22%	**10**	**6**	**8**	**7**	**3**	**6**
合計（＝①＋②＋③）			**183**	100%	**37**	**30**	**32**	**27**	**27**	**30**
内訳	*校舎内*	*小計①*	*79*	*43%*	*16*	*13*	*17*	*11*	*10*	*12*
	校舎以外	*小計②＋③*	*104*	*57%*	*21*	*17*	*15*	*16*	*17*	*18*

＜所管区分の補足＞

健全育成課所管：学校施設の余裕教室等に設置している施設のうち、建物の所管が、子どもルームの主管課である健全育成課の所管となっている施設です。

目的外使用許可：学校施設の余裕教室等に設置している施設のうち、建物の所管が教育委員会であり、子どもルーム事業のために学校教育施設の使用許可によって設置されている施設です。

高学年ルーム　：利用希望者が多い場合など、専用施設のみでは受入が困難な小学校においては、小学校の特別教室等を活用し、高学年児童の放課後の居場所として設置している施設です。

市有建物　　：校内又は校外において、市有の建物に子どもルームが設置されている施設です。
大半は子どもルームの単独施設ですが、校外においては公民館等との複合施設もあります。

リース建物　　：校内又は校外において、リース物件として設置されている施設です。

賃借　　：校外において、民間の賃貸物件を賃借して設置している施設です。

[2] 大椎小学校子どもルームは、校内の市有建物でしたが、令和２年度 12 月に校舎内に移転したため、集計上は校内・目的外使用許可としています。

[3] これまで別々に運営していた放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営する事業であるため、対象施設の 183 施設には、12 施設のアフタースクールが含まれています。

第２章 計画の基本的な方向性

① 公共施設等総合管理計画における方向性

- **施設の適正な総量及び配置**
  - ✧ 余裕教室等の学校施設の積極的活用及び民間事業者の活用・連携
  - ✧ 待機児童解消を図るための放課後の学校施設を利用しての新規整備等
- **施設の更新時期及び費用（改修・建替え等）**
  - ✧ 校外子どもルーム（市有建物・賃借等）は、大規模修繕時期等を踏まえて、個別に費用対効果やその他の事情を判断しつつ、余裕教室への移転や建替えを実施
- **児童の健全育成に資する施設環境**
  - ✧ 計画的修繕等のほか、日常的な故障や不具合は緊急修繕により安全面の機能確保

（公共施設等総合管理計画 P.57 より抜粋）

> 子どもルームは、余裕教室を含めた学校施設を積極的に活用して整備費用の抑制を図るとともに、補助制度拡充による民間事業者の参入促進、委託先多様化の推進等に取り組み、待機児童対策及び多様なニーズへの対応に努めます。

（公共施設等総合管理計画 P.65 より抜粋）

> 子どもルームの多くで老朽化が進行しており、部分的な維持保全のみでは良好な放課後の遊びや生活の場の確保が難しくなっていくことが懸念されるため、老朽化が著しい子どもルーム及び学校児童数が減少した子どもルームから、順次、余裕教室への移転や建替えに着手する必要があります。
>
> ただし、現状では子どもルームへの入所希望者数が定員を上回り待機児童が発生していることから、希望するすべての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供するため、放課後の学校施設を利用しての新規整備、補助制度拡充による民間事業者の参入促進、委託先多様化の推進等に取り組み、待機児童対策にも努めます。
>
> 将来的に学校児童数が減少した場合は、余裕教室を含めた学校施設を積極的に活用して整備費用の抑制を図ります。
>
> 計画的な改修及び修繕を実施し、日常的な故障や不具合は緊急修繕により安全面の機能を確保しつつ、校外子どもルームについては建築後３０年から６０年を目途に、個別に費用対効果やその他の事情を判断しながら、余裕教室への移転や建替えを実施します。

② 本計画（個別施設計画）において明らかにする対策

- **学校施設の積極的活用に向けた移転対策（対策１）**

  ⇒子どもルームは、学校施設を活用することが「最優先とすべき設置方法」であることを踏まえ、学校施設の状況に応じた子どもルームの移転対策の考え方を示します。

- **耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（対策２）**

  ⇒計画的かつ効果的な保全の観点から、施設の耐久性と機能性を維持するために必要な老朽化対策について、実態調査を踏まえた基本的な対策内容を示します。

- **経常的に実施すべき安全対策（対策３）**

  ⇒緊急修繕の観点から、不具合の重大性や時代の要求水準に応じた更新が必要な事項について、改修等に関する基本的な対策内容を示します。

第３章 対策の優先順位に関する考え方

前章で示した本計画で明らかにする対策について、各対策を実施する際における施設ごとの優先順位を決定する際の考え方について、以下のとおりとします。

なお、各対策の方針に関する内容は、第５章において取り上げます。

対策１：学校施設の積極的活用に向けた移転対策

対策例：学校の余裕教室への移転、学校の建替え時における学校施設内への移転

＜考慮すべき事項＞

① 学校施設内の余裕教室の発生状況（見通し含む）

② 学校施設の建替え計画及び大規模改修計画（長寿命化改修含む）

③ 子どもルームの配置状況（学校敷地内や同敷地外の設置である校舎外の設置等）

＜施設ごとの優先順位＞

本対策の施設ごとの優先順位については、『学校施設内に移転可能な子どもルームは速やかに移転対策を講じる』ことを原則とします。

ただし予算上の制約等により、施設ごとの優先順位を設定する場合には、利用児童の安全性等の向上を図る観点から、学校敷地外の子どもルームの移転を最優先とします。

対策２：耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（中長期的な対策）

対策例：空調機器等の設備の全面的な更新、屋根・外壁・内装の全面的な改修など

＜考慮すべき事項＞

① 劣化状況（現に発生している、発生の兆候がある）

② 建物の継続需要（当該建物を継続して活用する見通しの程度）

＜施設ごとの優先順位＞

	建物の継続需要（高い）	建物の継続需要（低い）
劣化状況（現に発生）	**最優先**	**優先**
劣化状況（発生の兆候）	**優先**	**順次対応**

（補足）老朽化対策は、施設の建築年度等を踏まえて、計画的に実施すべきものですが、実際に対策を講じる段階では、予算上の制約等により施設ごとに優先順位を設けて対策を講じる必要が生じることが想定されます。

対策３：経常的に実施すべき安全対策

対策例：危険な損傷箇所や機能不全箇所の解消、最新の整備水準に合わせた改修など

＜考慮すべき事項＞

① 目標とする整備水準との乖離の程度（危険性や代替手段の状況等）

② 使用頻度（子どもルームの利用児童数を含む）

＜施設ごとの優先順位＞

	使用頻度（高い）	使用頻度（低い）
目標整備水準との乖離（大）	**最優先**	**優先**
目標整備水準との乖離（小）	**優先**	**順次対応**

第４章 個別施設の状態等

第１節　施設の総量・配置及び建築年度の傾向

本市の子どもルームは、令和２年４月１日時点で、183 施設・総延床面積 23,324 ㎡です。

設置形態別の施設数及び延床面積の傾向としては、校内の市有建物が施設・延床面積ともに最も多くなっています。また、設置場所としては、校内（校舎内又は校庭内）が校外よりも多いものの、校舎内の子どもルームは、施設数・延床面積ともに 50%未満にとどまっています。

設置形態別・建築年度別の施設数及び延床面積の傾向としては、大規模改修時期の目安となる築 30 年を境として、築 30 年未満の施設数・延床面積が多くなっていますが、その中心は市有建物・リース建物となっています。一方、校舎を活用した子どもルームについては、築 30 年以上を経過した施設数・延床面積が中心となっています。

表 2　設置形態別の施設数及び延床面積

		施設数						延床面積（㎡）					
		設置形態		校舎内/外		校内/校外		設置形態		校舎内/外		校内/校外	
		数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比
校内	健全育成課所管	15	8%	79	43%	143	78%	1,894	8%	9,141	39%	18,379	79%
	目的外使用許可	27	15%					3,212	14%				
	高学年ルーム	37	20%					4,035	17%				
	市有建物	47	26%	104	57%			6,178	26%	14,184	61%		
	リース建物	17	9%					3,061	13%				
校外	市有建物	24	13%			40	22%	2,980	13%			4,945	21%
	リース建物	4	2%					739	3%				
	賃借	12	7%					1,227	5%				
合　計		183	100%	183	100%	183	100%	23,324	100%	23,324	100%	23,324	100%

注：表中のデータバー（グラデーション）は、各数値の構成比を視覚的に表示したものです。

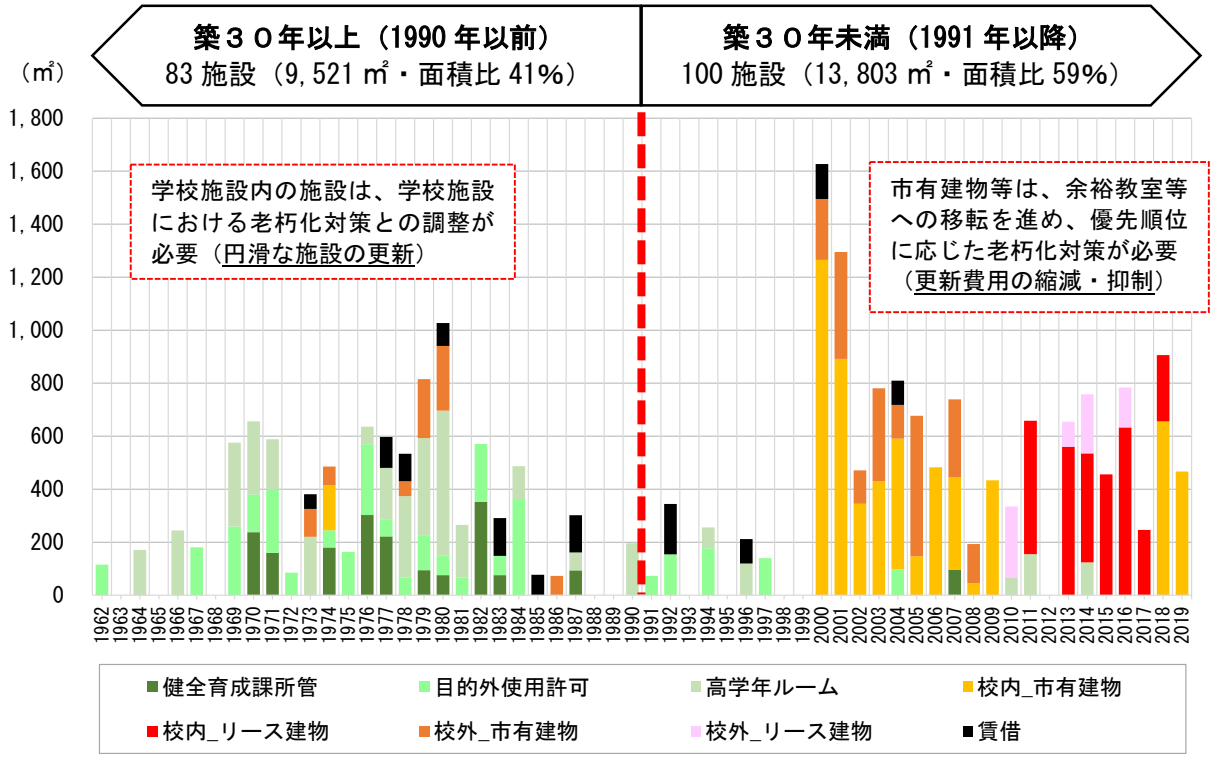

図 2　設置形態別・建築年度別延床面積

●施設の配置概略図

校舎内に設置されている施設数の割合は、稲毛区では約 53%ですが、他の区では約 40%前後にとどまっています。

表 3　市全体及び区別の施設数と構成割合

設置場所		市全体		区別の内訳											
				中央区		花見川区		稲毛区		若葉区		緑区		美浜区	
		施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
校内	校舎内	79	43%	16	43%	13	43%	17	53%	11	41%	10	37%	12	40%
	校舎以外	64	35%	11	30%	11	37%	7	22%	9	33%	14	52%	12	40%
校外		40	22%	10	27%	6	20%	8	25%	7	26%	3	11%	6	20%
合計		183	100%	37	100%	30	100%	32	100%	27	100%	27	100%	30	100%
内訳	*校舎内*	*79*	*43%*	*16*	*43%*	*13*	*43%*	*17*	*53%*	*11*	*41%*	*10*	*37%*	*12*	*40%*
	校舎以外	*104*	*57%*	*21*	*57%*	*17*	*57%*	*15*	*47%*	*16*	*59%*	*17*	*63%*	*18*	*60%*

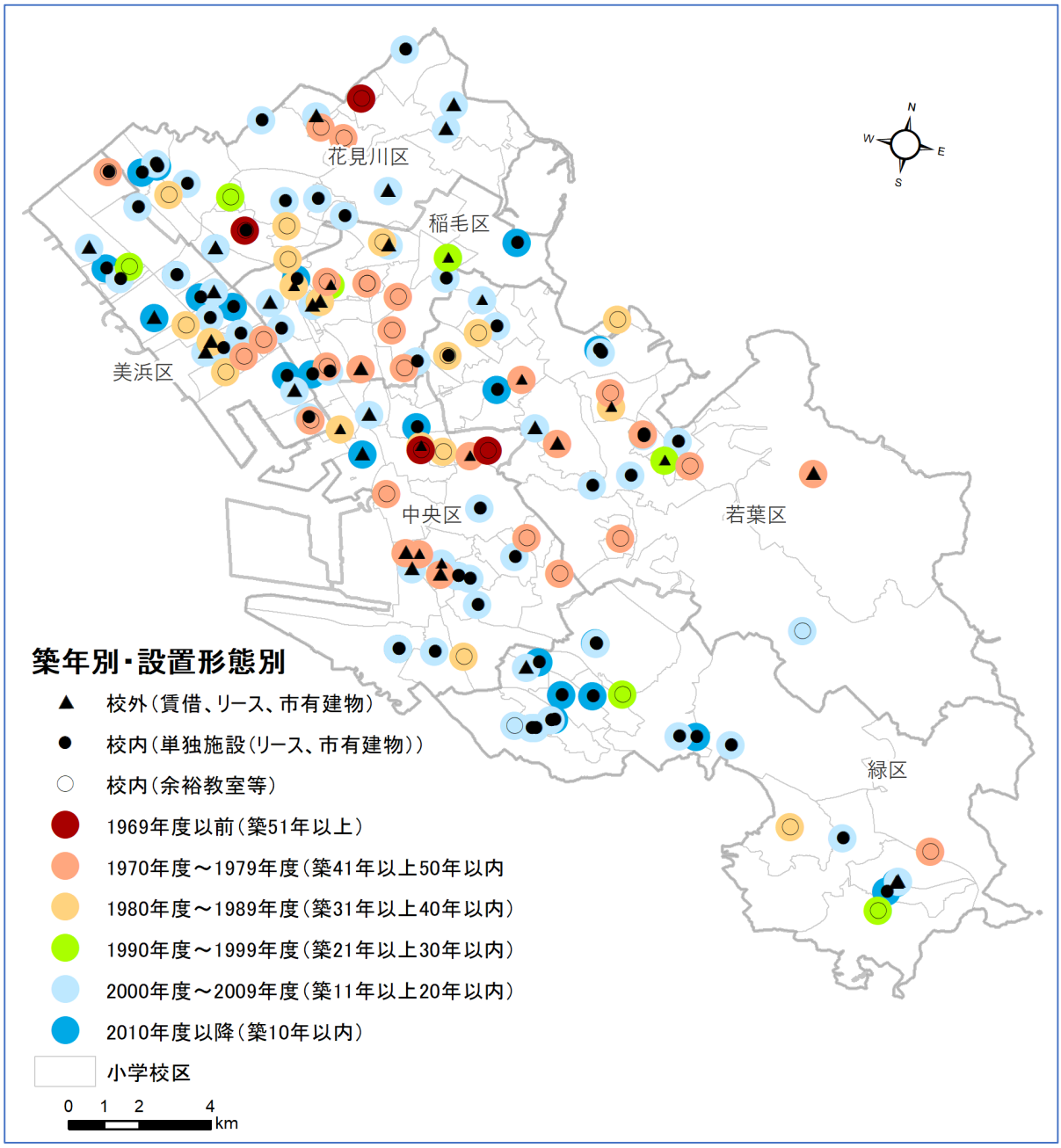

図 3　築年別・設置形態別の配置状況

【子どもルームの設置例（校舎内の余裕教室の活用例）】

学校施設（校舎内）を活用した子どもルームの状況について、一例を示すと以下のとおりです。

●幕張小学校内（幕張小学校子どもルーム・令和２年10月時点）

施設の外観及び出入口付近	下足箱	高学年ルーム用インターホン
室内	ルームエアコン	手洗い場（学校との共用）
トイレ（学校との共用）	運営スタッフの更衣等スペース	キッチン・冷蔵庫の設置

注：写真は一例であり、校舎内の子どもルームがすべて同一の使用状況ではありません。

●学校施設を活用した子どもルームの留意点等（施設整備面）

＜学校施設を活用する主なメリット＞

- 利用児童が施設へ移動する負担の軽減・交通安全面のリスク低減
- 学校の校舎は避難所に指定されていることなど、災害時における安心感の高さ
- 同一建物で複数の施設を整備することで、市の施設総量・整備費用の抑制に寄与
- 現に余裕教室があれば、比較的スムーズに子どもルームの新規整備が可能

＜学校施設を子どもルームに活用する際の留意点＞

- 教室の仕様によっては、内装、空調、給排水設備の新設等の追加工事が必要
- 子どもルーム用の設計ではないことにより、追加工事が必要となるケースが多い
- 学校施設との共用設備（トイレ等）を使用することへの配慮（清掃など）が不可欠

第２節　利用状況（児童数の現状と見通し、待機児童数、定員充足率）

（１）　学齢期の人口見通し

本市の小学校児童数は、平成 30 年（2018 年）５月 1 日現在で 48,142 人であり、ピーク時である昭和 56 年（1981 年）における 92,192 人と比べて約 52%の減少です。

なお、将来人口推計によると、今後も小学生の学齢期人口は減少が続き、令和２年（2020 年）の推計人口である 47,413 人に対し、令和 12 年（2030 年）には 36,391 人で約 23%の減少となり、以降は緩やかに減少が続き、令和 22 年（2040 年）には、33,199 人となり、令和２年（2020 年）に比べて約 30%の減少が見込まれています。

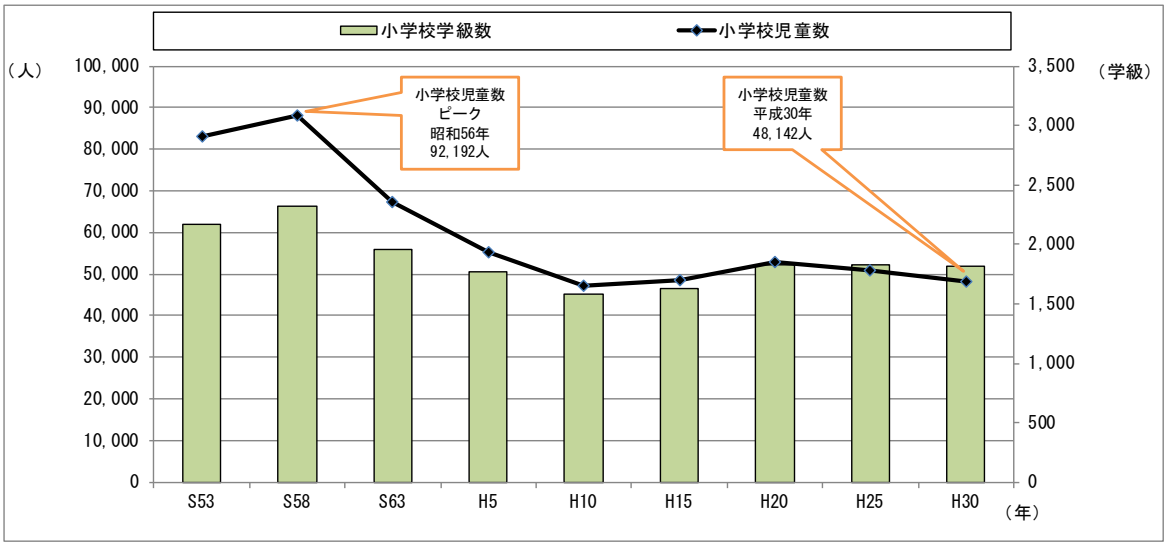

図 4　児童数・学級数のこれまでの推移

図出典：千葉市教育委員会調べ

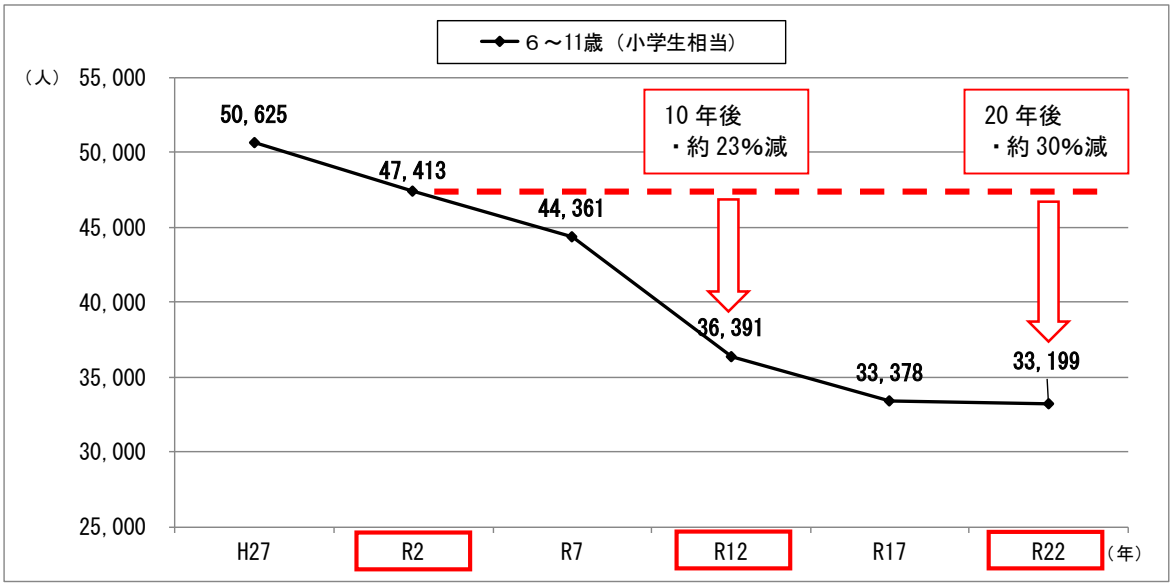

図 5　学齢期人口（小学生相当：6 歳～11 歳）の将来推計

図出典：千葉市各歳別人口推計

注：図 4 の赤枠・赤線の注釈は本計画にて追記

（２） 子どもルームの利用状況（アフタースクール除く）

ア 直近 10 年間における利用児童数及び待機児童数の推移（各年４月１日時点）

平成 13 年（2001 年）から令和２年（2020 年）までの各４月１日時点における、子どもルームの利用児童数及び待機児童数（以下、「利用児童数等」）と市立小学校の児童数を集計しました。

子どもルームの利用児童数等は平成 13 年から令和２年に至るまで一貫して増加していますが、市立小学校の児童数は平成 21 年（2019 年）をピークに減少に転じています。

特に平成 21 年以降においても子どもルームの利用児童数等が増加している背景には、国内における共働き世帯の増加傾向などの社会的要因の影響が想定されます。

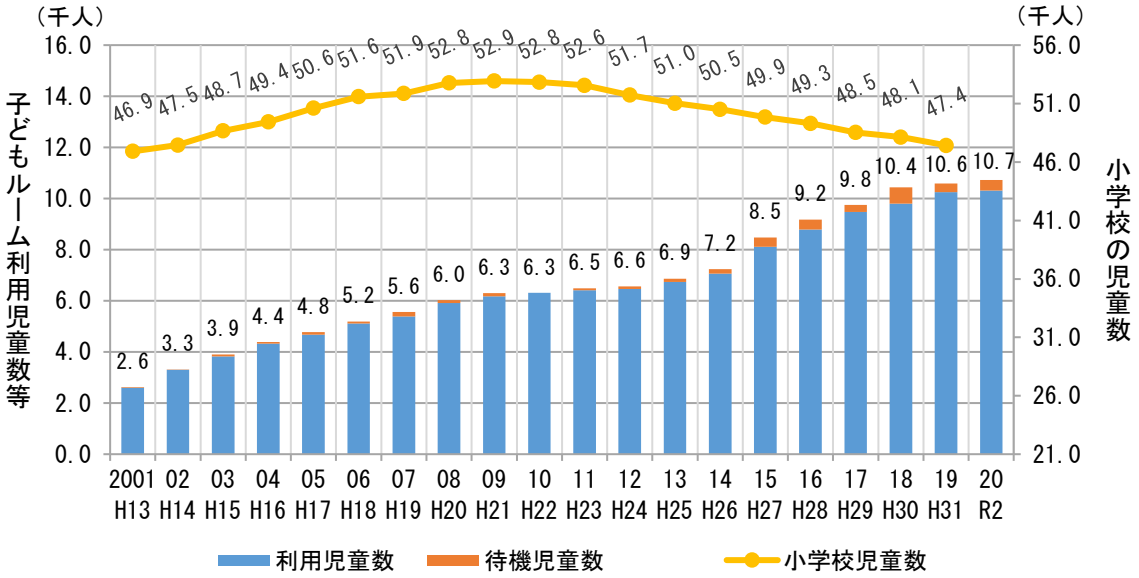

図 6 子どもルームの利用児童数等と市立小学校の児童数

注：グラフの横軸の表記について、西暦は 2002 年以降、下 2 桁のみに省略しています。

●補足：小学校児童数に占める子どもルーム利用児童数等の割合

小学校児童数に占める利用児童数等の割合は、平成 13 年から年々高くなっており、平成 29 年（2017 年）以降は、20%（児童５人に１人の利用等割合）を越えています。

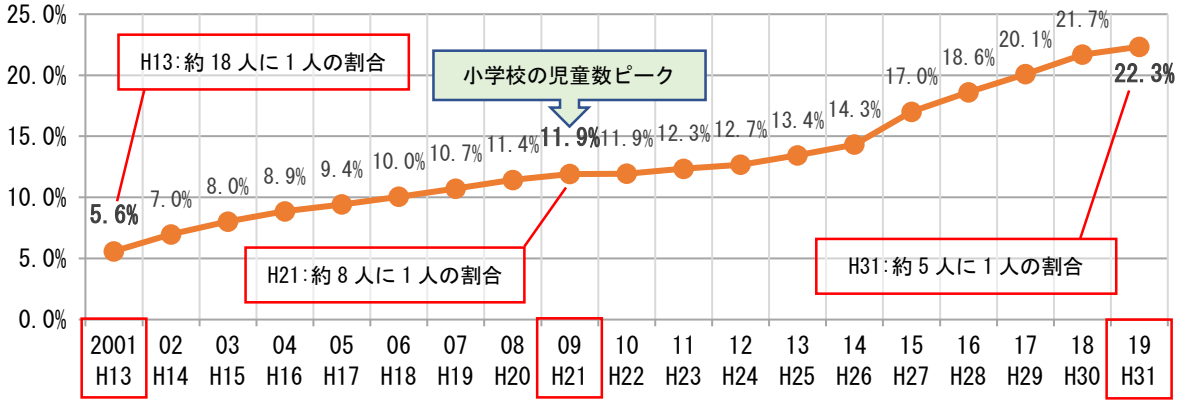

図 7 小学校の児童数に占める子どもルームの利用児童数等の割合

出典：子どもルーム（健全育成課調べ）、小学校の児童数（学校基本調査）

注：グラフの横軸の表記について、西暦は 2002 年以降、下 2 桁のみに省略しています。

●補足：利用児童数等（利用児童数＋待機児童数）の推移と共働き世帯等（全国）の推移

本市の小学校児童数が減少に転じた平成 21 年以降においても、子どもルームの利用児童数等が増加している背景を考察する参考として、厚生労働白書における共働き世帯等の年次推移（全国）と本市の子どもルームの利用児童数等を比較してみました。

データの比較によると、共働き世帯は平成 24 年（2012 年）以降に増加の一途を辿っており、本市の子どもルームの利用児童数等の増加傾向と同様の傾向がうかがえます。

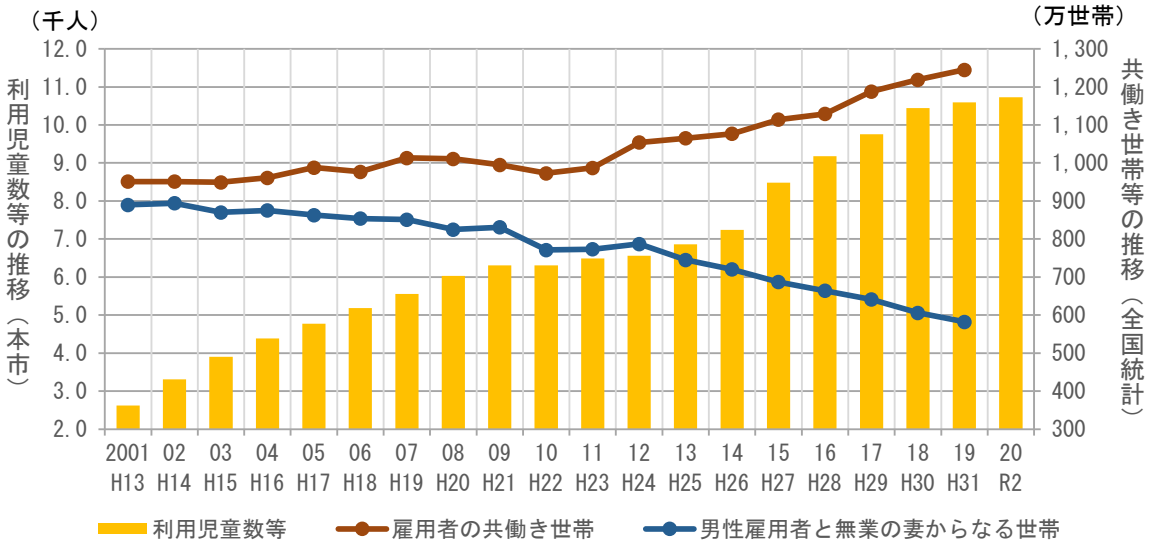

図 8　子どもルームの利用児童数等（千葉市）と共働き世帯等（全国）の推移比較

出典：共働き世帯等の推移「厚生労働白書」（令和 2 年・厚生労働省）

イ　利用児童数及び待機児童数の月次比較（令和２年度）

利用児童数等の状況を整理した 166 施設（アフタースクール等を除く）のデータによると、令和２年４月１日時点における利用児童数は 10,318 人で、待機児童数は 408 人でした。

利用児童数及び待機児童数は、毎年４月がピークで、夏季休業後には顕著に減少する傾向にありますが、令和２年度では９月１日時点においても 89 人の待機児童が生じました。なお、利用児童数は低学年であるほど多い状況です。

表 4　利用児童数等の内訳（令和２年度）

全166ルーム 総受入枠定員 10,942人	令和２年４月１日時点					令和２年９月１日時点				
	(A)利用児童数		(B)待機児童数		(C)比率 (B/A)	(A)利用児童数		(B)待機児童数		(C)比率 (B/A)
	人数	構成比	人数	構成比		人数	構成比	人数	構成比	
１年	3,176	30.8%	32	7.8%	1.0%	3,070	33.3%	19	21.3%	0.6%
２年	2,901	28.1%	35	8.6%	1.2%	2,693	29.2%	9	10.1%	0.3%
３年	2,304	22.3%	49	12.0%	2.1%	1,958	21.2%	19	21.3%	1.0%
小計（低学年）	8,381	81.2%	116	28.4%	1.4%	7,721	83.7%	47	52.8%	0.6%
４年	1,360	13.2%	84	20.6%	6.2%	1,027	11.1%	15	16.9%	1.5%
５年	471	4.6%	137	33.6%	29.1%	376	4.1%	24	27.0%	6.4%
６年	106	1.0%	71	17.4%	67.0%	96	1.0%	3	3.4%	3.1%
小計（高学年）	1,937	18.8%	292	71.6%	15.1%	1,499	16.3%	42	47.2%	2.8%
①合計	**10,318**	100%	**408**	100%	**4.0%**	**9,220**	100%	**89**	100%	**1.0%**
②待機児童有り・ルーム数			**79**	―		―		**36**	―	
③平均待機児童数（対②）			**5.2人**	―		―		**2.5人**	―	

出典：健全育成課調べ

第３節　運営の概要

子どもルームの運営（子どもルーム事業）の概要は以下のとおりです。

【運営例（令和３年度募集要項より抜粋）】

◎対象者：４月１日時点で、次の要件のいずれにも該当する者

・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生

・千葉市に居住する又は千葉市内の小学校に通う小学生

◎利用期間：１年間（４月１日から翌年３月 31 日）

◎利用日・利用時間帯：

区　分		基本時間	延長時間
授業日（平日）※短縮授業日含む		授業終了後～午後６ 時	午後６ 時～午後７ 時
土曜日		午前８ 時～午後４ 時 30 分	開設なし
学校行事等振替休業日		午前８時～午後６時	午後６時～午後７時
長期休業日	平日	午前８時～午後６時	午後６時～午後７時
（春・夏・秋・冬休み期間）	土曜日	午前８時～午後４ 時 30 分	開設なし

◎利用料金等：一般世帯の例（※生活保護受給世帯等には減免適用）

世帯区分	利用料（月額）				おやつ代
	基本時間			延長時間	
	７・８月以外	７月	８月		
一般世帯	8,500 円	10,800 円	11,900 円	1,000 円	2,000 円

◎運営委託先事業者：

・令和２年度の子どもルームの運営は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会、テルウェル東日本㈱、シダックス大新東ヒューマンサービス㈱に委託

・令和３年度の運営については、同事業者他に委託する予定

◎全学年対象のルーム：専用施設で、放課後の居場所を提供しています。
１～３年生及び４～６年生の障害のある児童の入所を優先します。

◎高学年ルーム　：利用希望者が多い場合など、専用施設のみでは受入が困難な小学校においては、小学校の特別教室等を活用し、高学年児童の放課後の居場所として「高学年ルーム」を提供しています。
１～３年生は申込みできません。

◎その他（参考）：

アフタースクール（旧放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業）

⇒一部の小学校では、放課後に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供するアフタースクールを実施しています

民間の子どもルーム（令和３年度は 11 か所）

⇒市内には児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業に係る届出を行い、千葉市の条例等の基準を満たしている民間の子どもルームがあります。

第４節　子どもルーム事業の歳入及び歳出

平成 27 年度以降における子どもルーム事業の歳入及び歳出の決算額は以下のとおりです。

歳入・歳出の規模は利用児童数等の増加に伴って年々拡大し、直近の令和元年度では、歳入は約 20 億円、歳出は約 30 億円に達しています。

歳入の内訳は、利用料等・国庫補助金・県費が、最近はほぼ同じ割合を占めています。

歳出の内訳は、運営委託の経費が最も高い構成割合を占めていますが、新設工事が必要な年度には工事請負費の支出額が目立つようになっています。

なお、施設賃借料は毎年１億４千万円前後の支出があります。

また、施設修繕料は年度ごとにやや差異がありますが、令和元年度には６千５百万円程度の支出実績となりました。

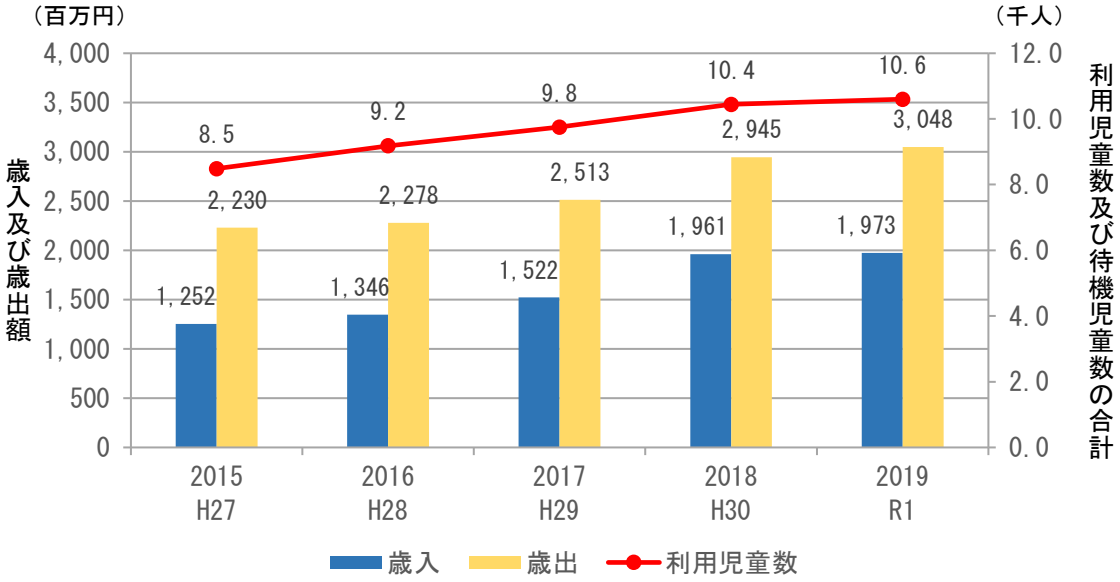

図 9　子どもルームの利用児童数等と歳入・歳出総額

表 5　子どもルーム事業の歳入・歳出（内訳）

	2015(H27)		2016(H28)		2017(H29)		2018(H30)		2019(R1)	
	百万円	構成比	百万円	構成比	百万円	構成比	百万円	構成比	百万円	構成比
国庫補助金	329	26.3%	361	26.8%	415	27.3%	692	35.3%	640	32.4%
県費	328	26.2%	346	25.7%	418	27.5%	539	27.5%	570	28.9%
利用料等	595	47.6%	639	47.5%	688	45.2%	730	37.2%	764	38.7%
歳入合計	**1,252**	100%	**1,346**	100%	**1,522**	100%	**1,961**	100%	**1,973**	100%
社会福祉協議会運営委託	2,037	91.4%	2,086	91.6%	2,289	91.1%	2,367	80.4%	2,313	75.9%
施設賃借料	146	6.5%	134	5.9%	135	5.4%	133	4.5%	143	4.7%
施設修繕料	17	0.8%	22	1.0%	29	1.1%	79	2.7%	65	2.1%
子どもルーム警備委託	10	0.5%	10	0.5%	11	0.4%	11	0.4%	12	0.4%
徴収嘱託員報酬等	2	0.1%	2	0.1%	3	0.1%	3	0.1%	3	0.1%
その他(工事請負費等)	17	0.8%	22	1.0%	46	1.8%	351	11.9%	513	16.8%
歳出合計	**2,230**	100%	**2,278**	100%	**2,513**	100%	**2,945**	100%	**3,048**	100%

出典：健全育成課調べ

第５節　施設の老朽度の傾向

（１）　老朽度の判定基準

本計画では、標準的な使用年数を耐用年数と同義とし、財務省令による耐用年数や本市の子どもルームの劣化状況を勘案し、以下のとおりに主要構造別に耐用年数を設定しました。

本計画における耐用年数は、単なる構造面での物理的な強度だけではなく、建物を長く使い続けることによって発生する改修費用の総額に比べた建替費用の経済効率性も加味して設定しています。また、実際の使用に際しては、耐用年数が満了するまでに設備類の更新や屋根・外壁等の改修を実施することが必要になります。

子どもルームの老朽度は、主要構造別の耐用年数と経過年数の割合から、施設毎に定量的に整理しました。そのうえで、築 20 年前後が経過している一部施設を対象とした目視調査の結果及び全施設を対象とした問診調査の結果を踏まえ、老朽度の補正の要否を検証して、最終的に表７及び表８のとおりに老朽度を整理しました。

表 6　主要構造別の耐用年数（標準使用年数）

主要構造（略称）	耐用年数
◆　鉄筋コンクリート造（ＲＣ） ◆　鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ） ◆　鉄骨造（Ｓ）	６０年
◆　軽量鉄骨造（ＬＳ） ◆　木造（W）	４５年

表 7　老朽度ランクの目安

老朽度	経過年数の目安		老朽化現象の例
	RC/SRC/S	LS/W	
Ａ（健全・ほぼ健全）	**築 15 年未満**	**築 15 年未満**	・外壁の汚れ、シール材の劣化 ・内装の軽微な摩耗 ・設備類の軽微な不具合
Ｂ（劣化の兆候が発生）	**築 15 年以上 30 年未満（※1）**	**築 15 年以上 30 年未満（※1）**	・空調機器の不具合 ・内装（床・壁・天井）の劣化 ・外部開口部の不具合（開閉不良） ※上記は更新後約 15 年間隔で発生
Ｃ（全体的に劣化が進行）	**築 30 年以上 60 年未満（※2）**	**築 30 年以上 45 年未満（※2）**	・内装、外壁、屋根の破損や汚れが目立ち始める ・雨漏りの発生 ・未更新の設備については故障や不具合が発生 ・建物の機能性が低下（環境性能等が時代に不適合等）
Ｄ（劣化が顕著に進行）	**築 60 年以上**	**築 45 年以上**	・多額の改修費を要する劣化の発生 ・設備類の顕著な旧式化

(※1) 設備類の部分更新や屋根・外壁等の中規模改修前の状態を想定
(※2) 設備類の全面更新や屋根・外壁等の大規模改修前の状態を想定

（２） 老朽度の判定結果（概要）

老朽度の判定基準を踏まえ、耐用年数の分類（構造の分類）毎に、老朽度の傾向を整理すると以下のとおりとなります。

耐用年数が 60 年のグループ（ＲＣ造・ＳＲＣ造・Ｓ造）では、施設数及び延床面積とも築 30 年以上 60 年未満が目安となる「老朽度Ｃ（全体的に劣化が進行）」が最も多い状況です。

耐用年数が 45 年のグループ（ＬＳ造・Ｗ造）では、築 15 年未満が目安となる「老朽度Ａ（健全・ほぼ健全）」及び築 15 年以上 30 年未満が目安となる「老朽度Ｂ（劣化の兆候が発生）」が、施設数・延床面積とも概ね同水準で多い状況です。

以上をまとめると、ＲＣ造等の耐用年数 60 年のグループは、今後 30 年以内には耐用年数を満了する施設が急増する見通しであり、ＬＳ造等の耐用年数 45 年のグループは、今後 30 年以内には耐用年数の約半分を満了する施設が急増する見通しです。

今後は、構造面の特性を勘案しながら適切な老朽化対策が求められます。

表 8　老朽度ランクの状況（耐用年数・構造別）

	耐用年数：60年							
	ＲＣ		ＳＲＣ		Ｓ		小計	
老朽度	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
Ａ	4	653	0	0	0	0	4	653
Ｂ	7	801	0	0	3	460	10	1,261
Ｃ	76	8,860	1	86	3	298	80	9,244
Ｄ	0	0	0	0	0	0	0	0

	耐用年数：45年					
	ＬＳ		Ｗ		小計	
老朽度	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
Ａ	40	6,463	0	0	40	6,463
Ｂ	45	5,333	1	92	46	5,426
Ｃ	1	65	1	142	2	207
Ｄ	1	70	0	0	1	70

注：表中のデータバー（グラデーション）は、各小計の構成比を視覚的に表示したものです。

●補足（老朽化状況の実態把握）

【現地調査】

老朽度を検証することを主な目的とし、築 20 年前後が経過した複数の市有建物（単独施設）を中心に、現地における目視調査を実施して、以下のとおりに老朽化状況等を確認しました。

●屋根

・調査対象施設は全て勾配屋根で（**写真①**）、漏水等の目立った不具合は見られません。
（経年劣化はある程度進行していると推察されます）

・樹木が覆いかぶさっているところは雨樋の詰まりの一因になっています（**写真②**）。

① 屋根	② 屋根：樹木の干渉

●外壁（外装）

・外壁に目立った不具合は見られません（小規模な「かけ」が見られる場合はあります）。

・全般的に外壁シールの劣化が進行（硬化、ひび）し、一部は剥離してバックアップ材が露出していることがあります（**写真①**）。

・玄関ポーチ柱に塗装の剥離、錆が見られる施設が多いですが（**写真②**）、程度に差はあり、塗装修繕が実施されている施設も見られます。

① 外壁シール：剥離	② 玄関ポーチ柱：錆

●内装

・床仕上げが木材の箇所では、使用方法によって損傷（溝、穴、ささくれ等）が見られる場合があります（**写真①**）。

・床仕上げが木材の箇所で、（ビニル）シートを上貼りして修繕している施設が見られます（**写真②**）。

・キッチンの床仕上げ（（ビニル）シート）が劣化し、部分的に貼り替えをしている施設があります（**写真③**）。

・床仕上げが畳の箇所では、順次修繕（交換）をしています（**写真④**）。

・壁仕上げが（ビニル）クロスの場合、汚れ、剥がれのほか一部の施設では壁（下地）材の損傷が見られ、部分的に修繕（貼り替え、上貼り）をしています（**写真⑤**）。

・壁仕上げが木材の箇所は概ね良好な状態です（ほぼメンテナンスフリーです）（**写真⑥**）。

・アコーディオンカーテンに不具合が見られる施設が複数あります（**写真⑦**）。
（空間を仕切るために積極的に活用している施設もありますが、他の修繕箇所との重要度の比較から、十分な修繕が行われていない施設もあります。）

・天井は総じて劣化の程度は低い状況です。

・物入れ扉、引き戸に開閉不良が生じている施設があります（**写真⑧**）。

・扉（外部からの出入口扉、室内扉ともに）が重く感じる施設があります。

① 床（木材）：損傷	② 床（シート）：上貼り
③ 床（シート）：部分貼替	④ 床（畳）：更新後

（内装つづき）

⑤ 壁：部分修繕箇所	⑥ 壁（木材）
⑦ アコーディオンカーテン：動作不良	⑧ 物入れ扉：開閉不良

●設備

・便器の排水が弱い施設があります。

・換気扇が故障している施設があります。

・給湯器は順次屋内設置の湯沸かし器に更新しており、ガスコンロに替えて電磁調理器を設置している施設もあります（**写真①**）。

・室内の手洗い場（基本は便所の手洗い場を使用）について、居室内に設置されている施設もあります（**写真②**）。

① 給湯器：更新後	② 手洗い場：屋内設置

【問診票】

建物の顕著な不具合の有無について、各子どもルームの運営担当者に対する問診調査を実施しました。調査対象は、アフタースクール及び高学年ルームを除く全施設です。

表 9　問診票の不具合回答と老朽度ランク

番号	設問内容	老朽度Ａ 築15年未満		老朽度Ｂ 築15年以上30年未満		老朽度Ｃ 築30年以上45(60)年未満		老朽度Ｄ 築45(60)年以上	
		有	無	有	無	有	無	有	無
問1	屋根や壁からの雨漏り	7	42	9	44	22	57	0	1
問2	外壁が欠けたり、崩れたりしている	5	44	8	45	18	61	1	0
問3	外部へのドアや窓の不具合	13	36	24	29	36	43	1	0
問4	内部の天井・壁・床のいずれかの破損	11	38	27	26	26	53	1	0
問5	壊れたまま放置されている照明器具	6	43	10	43	18	61	1	0
問6	給排水管からの水漏れ	8	41	9	44	17	62	0	1
問7	水栓の不具合	7	42	14	39	16	63	0	1
問8	給湯器の不具合	7	42	9	44	17	62	1	0
問9	空調の不具合	10	39	16	37	29	50	0	1
問10	その他の不具合	19	30	20	33	30	49	0	1

●自由記述（問 10 の回答・抜粋）

自由記述においては、全般的に、老朽度が低い場合には、内装やドアの不具合について回答が目立ち、老朽度が高い場合には、建物自体の老朽化による使い勝手の不便さ等に関する回答が目立ちました。問診票に自由記述回答のあった内容を抜粋すると以下のとおりです。

【老朽度Ａ】

構造	設置形態	回答
ＬＳ	市有建物	網戸が壊れていて、レールにはまらない。 エアコンから水漏れする時がある(天井に設置されている)

【老朽度Ｂ】

構造	設置形態	回答
ＬＳ	市有建物	外壁の基礎にヒビが見られる。職員用玄関が完全に閉まらない。 雨樋が詰まっている、歪みがある。
ＬＳ	市有建物	フローリングが一部剥がれていて、フカフカ浮いている。

【老朽度Ｃ】

構造	設置形態	回答
Ｓ	賃借	老朽化した二階建てで階段は急です。真夏には二階部分はエアコンフル活動で 30 度を超えます。 約 70 名の子供用にトイレは二箇所しかありません。
ＲＣ	市有建物	現在外階段（非常口）からの出入りをしているが、劣化が顕著であり、職員や保護者から心配の声が出ている。
ＲＣ	健全育成課所管	玄関の鍵の緩み。玄関のドアを閉めても、自然に開いてしまうことがある。ドアに設置されているセンサーの緩み。

第５章 個別施設の状態等を踏まえた各対策の方針

第１節　学校施設の積極的活用に向けた移転対策

前章で取り上げた個別施設の状態等を踏まえ、「学校施設の積極的活用に向けた移転対策」に関し、現状認識と課題及び基本方針等を次のとおりに整理しました。

＜現状認識＞

- 子どもルームの大規模改修時期と学校の児童数が急減する時期が、今後概ね 20 年以内のうちに、ほぼ同時期に到来する見通しです。
- 学校施設については、既に老朽化が著しい施設が多く、今後、改修や改築（建替え）時期が集中的に到来する見通しであり、学校施設長寿化基本計画に基づき、老朽化対策のほか、規模や配置の適正化に取り組んでいるところです。
- したがって、校舎外の子どもルームにとっては、校舎内への移転をより積極的かつ集中的に推進すべき時期を迎えていると言えます。

将来的な子どもルームの建替えのタイミングでは、学校施設の面積や配置は既に適正化済みとなっていて、学校施設へ移転する選択肢が残されていない可能性があります

- さらに、子どもルームの利用児童数等（待機児童数含む）は、年次推移の傾向では、当面高止まりする可能性があり、施設は依然として供給不足となる恐れがあります。
- そのため、現状以上に施設の新規整備費用の抑制に努めなければなりません。

＜主な課題＞

- <u>今後概ね 20 年以内のうちは移転対策を集中的に取り組むべき期間</u>であり、校舎外の子どもルームは、<u>遅くとも大規模改修時期を迎える前まで</u>には、<u>学校施設への移転を速やかに実現</u>していく必要があります。

＜基本方針＞

【<u>校舎外の子どもルームについて</u>】

- 現施設の老朽化状況に関わらず、余裕教室の活用に向けた取り組みを、より一層強力に推進します。
- 現施設の老朽化状況に関わらず、学校施設の改修・改築（建替え）の際に、学校施設との複合化による移転を進めます。

＜実施方針＞

学校施設の積極的活用に向けた移転対策について、以下の５つの実施方針を定めます。

その１：学校施設の所管部門との連携強化

- 本計画の基本方針に基づき、校舎外の子どもルームは積極的に学校施設の活用を図ることについて、学校の所管部門と常に認識を共有します。

- 現在においても学校施設の所管部門と情報共有している「学校児童数の将来見通し」については、現状の待機児童対策のほかに、余裕教室の発生見通しを踏まえた移転対策についても積極的に活用します。

- 学校施設の更新（大規模改修、長寿命化改修、改築（建替え））に際し、子どもルームを積極的に複合化していく対策について、検討・計画・実施の各段階で学校施設の所管部門と緊密な連携を図ります。

その２：移転計画の策定

- 学校施設内の余裕教室の発生状況及び改修・改築時期を判断指標とした、校舎外の子どもルームに関する具体的な移転計画を策定します。

その３：移転後の従来施設に対する適切な管理

- 子どもルームの学校施設への移転によって、用途を廃止した施設が生じる場合には、施設の解体のほか、当面の転用可能性や暫定利用を図るなど、適切な管理を行います。

その４：未移転施設に対する適切な維持管理の実践

- 学校施設の状況により、子どもルームの移転が当面は実施できない場合には、施設の安全性や機能性に支障が生じないように、適切な維持管理を実施します。

その５：移転対策（移転計画）の不断の見直し

- 将来の児童数の見通しや学校の改修・改築時期の見直しなど、移転対策等の前提条件に変更が生じることが十分に想定できるため、毎年の状況の変化を常に精査し、移転対策（移転計画）を不断に見直すことで、真に実効性のある移転対策を推進します。

●移転対策の見直しにあたって特に注視すべき事項：

①　余裕教室の発生見通し、学校の改修・改築時期の見通し（統廃合計画を含む）

②　対象となる子どもルームについて、配置や面積の妥当性（待機児童の発生状況等を含む）

③　関連する事業（アフタースクール事業等）の進捗状況

【基本方針等の補足】

●余裕教室の積極的な活用に関する判断基準について

千葉市公共施設等総合管理計画における子どもルームの方針としては、余裕教室の活用対象は「老朽化が著しい子どもルーム」から順に移転を検討する方針でした。

しかし、本計画では、移転対策を迅速に推進するために、『現施設の老朽化状況を条件とせずに』、余裕教室の活用や学校施設との複合化の取り組みを推進する方針とします。

表 10　余裕教室の活用方針の新旧比較（下線部が見直し箇所）

計画の種類	子どもルーム	学校施設	効果の比較
従来までの考え方（総合管理計画）	老朽化が著しい施設から着手	・余裕教室が発生	短期的には子どもルームの既存施設を建物寿命まで使用することで、新築時のコストが無駄にならない。
新たな考え方（本計画）	（条件なし） ※移転に優先順位を設けざるを得ない場合には、特に学校敷地外の子どもルームの移転が最優先	・余裕教室が発生 ・改修・改築時期	中長期的には学校施設への移転が迅速化し、児童の利便性向上や維持管理業務の効率化が期待可能。さらに、市全体の更新費用の削減にも寄与。

●学校施設の活用推進イメージ図

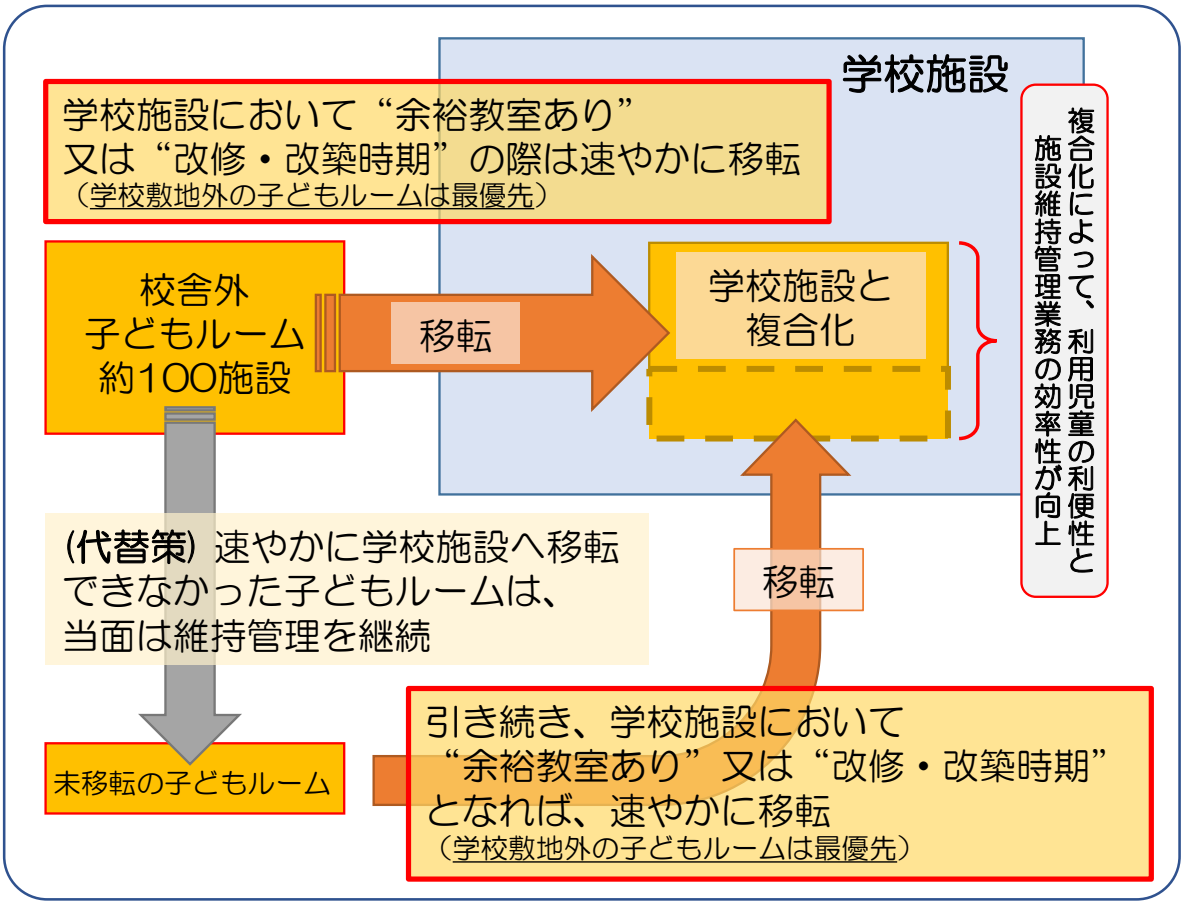

図 10　学校施設の活用推進イメージ

●移転対策にあたって留意すべき事項

＜対象施設について＞

校舎外に設置されている子どもルーム：市有建物、リース建物、賃借

（留意事項）

① リース建物及び賃借の施設

契約期間等の契約条項に留意します。

② 複数の学校区を対象とする子どもルーム

学校ごとに移転可能な時期が異なることが想定されるため、運営体制との調整に留意します。

＜実施時期について＞

1. 余裕教室への移転：余裕教室が生じた段階で速やかに移転を実施

（留意事項）

① 余裕教室の見通しについて

学校施設の所管部門における児童数・学級数の見通し内容を踏まえ、検討時点から 20 年程度までの期間を見据えて、「余裕教室の発生時期と数」を整理し、当該整理を毎年更新することで、移転計画の精査を行います。

② 学校の改築（建替え）時期が迫っている場合

現に学校に余裕教室が生じた場合であっても、当該学校の改築（建替え）時期が迫っていて、改築段階でも学校施設と複合施設化する計画である場合には、学校施設への移転コスト、改築時期までに要する改修費用（子どもルーム）などを比較検討し、最も費用対効果に優れる時期に移転を行うなどの調整を図ります。

③ 子どもルームの更新時期（改修・改築）と移転可能時期が整合しない場合

学校施設へ移転可能な時期が到来する前に、子どもルームの大規模改修を実施せざるを得ない場合には、施設環境の維持を図るために必要な大規模改修を実施します。

ただし、実施する工事の仕様は、学校施設へ移転可能な時期までの使用年限を想定した仕様にするなど、適正な工事となるように十分留意します。

2. 学校施設の改修・改築時における移転：改築段階で速やかに移転を実施

（留意事項）

◆ 子どもルームの更新時期（改修・改築）と移転可能時期が整合しない場合

（前記１③のとおり）

第２節　耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（中長期的な対策）

前章で取り上げた個別施設の状態等を踏まえ、「耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（中長期的な対策）」に関し、現状認識と課題及び基本方針等を次のとおりに整理しました。

＜現状認識＞

- 校舎内の子どもルームについては、大部分の施設が築 30 年以上を経過しており、今後は学校施設の大規模更新事業（大規模改修・建替え(改築)・長寿命化改修）の実施が想定されます。
- 学校施設の大規模更新事業に合わせて、子どもルーム運営事業の持続性を確保するために、これまで以上に学校施設の所管部門との連携を強化する必要があります。
- 校舎外の子どもルームについては、大部分の施設が築 30 年未満ですが、屋根・外壁、空調機器・給排水設備を中心に、大規模改修時期が集中的に到来する見通しです。

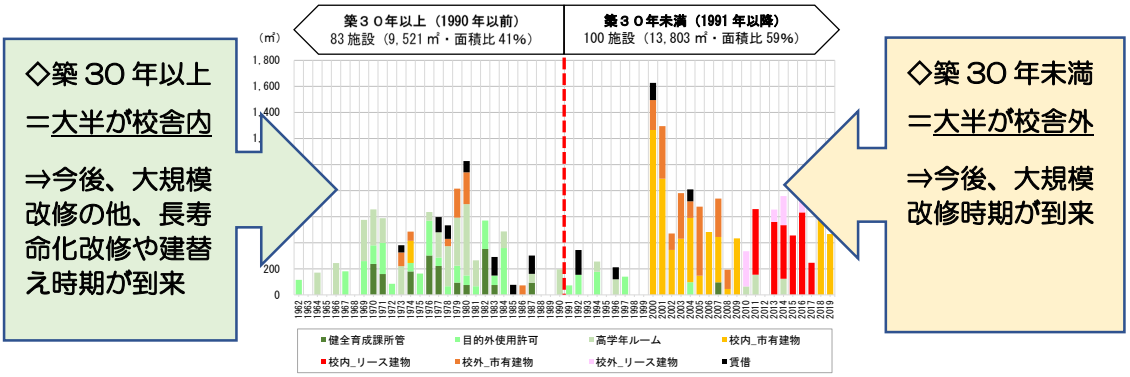

＜主な課題＞

- 校舎内の子どもルームについては、<u>学校施設の大規模更新事業</u>に合わせて、学校施設の所管部門と<u>連携して子どもルームの改修事業等を推進</u>する必要があります。
- 校舎外の子どもルームについては、学校施設への移転対策を進めつつ、今後、現施設に到来する<u>大規模改修時期を見据え、空調機器・給排水設備・外壁や外部開口部を中心に</u>、老朽化対策の準備を進める必要があります。

＜基本方針＞

- 校舎内の子どもルームについては、学校施設の所管部門と連携し、学校施設の更新事業に合わせて、子どもルームの老朽化対策を円滑に実施します。
- 校舎外の子どもルームについては、学校施設への移転対策を進めつつ、施設の健全性を維持する観点から、適切な内容の老朽化対策の実施を予定します。

＜実施方針＞

「耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策」について、以下の５つの実施方針を定めます。

その１：学校施設の所管部門との連携強化（情報共有）

- 今後、学校施設の改修・改築事業が一斉に本格化することが想定されるため、学校施設の工事の予定及び進捗について、学校施設の所管部門と緊密に情報共有を図ります。

- 校舎内の子どもルームについては、主に屋上・外壁・設備等の共有部分の老朽化状況を適切に把握するため、学校施設の法定点検（建築基準法 12 条点検等）の記録についても、情報共有を図ります。

その２：建物・設備に関する更新計画の策定

- 現状において計画的に実施している空調機器の更新を継続するとともに、今後は、躯体や主要設備についても、メンテナンスサイクルの構築とともに（P31 参照）、建築年度や修繕履歴等をもとに建物・設備に関する更新計画を策定し、予防保全の徹底を図ります。

その３：屋根・外壁の適切なメンテナンスによる雨漏り対策

- 雨漏りは、構造部材である金属や木部を腐食させるなどして、建物の劣化を早める原因となります。そのため、屋根や外壁の異常箇所の早期発見と雨漏り防止に努めるとともに、雨漏りが発生した際には速やかに復旧工事を実施します。

●雨漏り防止策として、屋根・外壁の管理において留意すべき事項：

①　屋根や外壁を覆う植栽の剪定、除去（落ち葉の堆積防止、湿気予防）

②　外壁のシーリング材の劣化状況の確認

③　陸屋根の場合には、排水溝の詰まりの防止（排水溝周辺の泥や雑草の除去）

その４：費用性やメンテナンス性を考慮した更新

- 部材や機器類の更新を形式的に実施するのではなく、例えば「無垢材」の床を費用性に優る「無垢調の塩ビシート」に更新したり、「ガス調理器具」をメンテナンスが比較的容易な「電気調理器具」に変更したりするなど、費用性やメンテナンス性に優れた老朽化対策を実施します。

その５：老朽化対策（更新計画等）の不断の見直し

- 校舎外の子どもルームは、老朽化の状況に関わらず、今後速やかに学校施設の活用に向けて取り組みを開始します。したがって、移転対策の進捗に合わせ、老朽化対策（更新計画）について不断の見直しを行います。

【基本方針等の補足】

●各種老朽化対策の用語の定義と管理区分について

老朽化対策の内容（用語）について、以下のとおり定義します。

表 11　老朽化対策に関する用語の定義

用語		内容
改修		改修…施設の機能・性能を初期の水準以上まで戻す。 改良…施設の機能向上を図る。 ※本計画では改良も改修に含めて扱います。
	大規模改修	おおむね築 25 年から 30 年で耐用年数が到来する部位・設備の更新を中心とした改修
	中規模改修	おおむね築 10 年から 20 年で耐用年数が到来する部位・設備の更新及び部分的な更新や補修を中心とした改修
	長寿命化改修	大規模改修又は中規模改修の内容に加え、施設の耐久性や機能性の向上を目的とした更新（リニューアル）に対応し、建物使用年数を延伸する改修
修繕		建物・設備の機能を支障のない状態にまで戻す。
更新		建物の建替え（改築）、外装材・内装材の全面的な張替えや塗替え、建具等の取替え、設備機器の取替えなどを行う。
建替え（改築）		既存の建物を取り壊し、新しい建物を建築する。
解体・除却		既存の建物を取り壊す。
新設		建物を新しく建築する。
維持管理		整理整頓、清掃、補修、修繕等を行う。
点検・保守		点検に基づき、設備機器の状態に応じて調整、清掃、洗浄、給油、部品交換等を行う。

さらに、老朽化対策は、主な部位ごとに「予防保全」と「事後保全」といった保全の管理区分の考え方を適用して行います。

表 12　保全の管理区分の意義

区分	考え方	対象部位
予防保全	耐用年数の到来や点検による不具合の予兆により、機能に支障を来す状態となる前に修繕・交換等を行う保全の管理手法です。なお、予防保全であっても、使用実態や点検による状態把握に基づいて改修時期を調整することがあります。	劣化進行や施設運営への影響度が大きい部位（屋根・屋上、外壁等、電気・機械設備等）
事後保全	故障・損傷の発生後に保全を行う管理手法です。事後保全の対象とする部位であっても、耐用年数や点検による状態把握に基づいて、おおむねの修繕・更新時期を計画することができます。	劣化進行や施設運営への影響が大きくはない部位（内装等）

●子どもルームにおける老朽化対策（大規模改修）の実施例

既存の子どもルームに対して、これまで実施してきた大規模改修の実例を紹介します。

今後は以下の事例を踏まえつつ、躯体や各種設備に関する様々な老朽化事象に対応して、施設の耐久性及び機能性を維持・向上させる観点から適切な改修を実施します。

＜外壁の全面改修（全面再塗装等）の例＞

実施前	実施後

●長寿命化改修の実施について（耐久性・機能性の向上）

長寿命化改修は、躯体や部位の耐久性を維持・向上させるとともに、新築当初の機能性を改修時における社会要求水準まで可能な限り向上させ、当初の耐用年数を建物の物理的な使用年限近くまで延長させる改修行為全般を指します。

長寿命化の主なメリットとして、建物の機能性を維持・向上させつつ、建替え費用や環境への負荷（解体時の廃材等）を抑制することができることや、予防保全の観点からは、突発的な修繕費用の支出を抑制しつつ、改修費用を縮減・平準化できることが挙げられます。

＜長寿命化対象施設に関する考え方＞

本計画においては、校舎内に設置されている子どもルームについては、学校施設に合わせて長寿命化改修を行うことを予定します。

また、校舎外に設置されている子どもルームについては、学校施設への移転を進めることを予定し、さらに移転が当面先となる子どもルームについて、移転の見通しを見極めながら長寿命化改修の実施を検討します。

＜長寿命化による目標使用年数＞

本計画において、長寿命化の目標使用年数は、日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考として、構造別に次のように設定します。

表 13　標準的な使用年数と長寿命化による目標使用年数

構造	標準的な使用年数	目標使用年数
ＳＲＣ造・ＲＣ造・Ｓ造	６０年	８０年
ＬＳ造・Ｗ造	４５年	６０年

（注）SRC：鉄骨鉄筋コンクリート、RC:鉄筋コンクリート、S：鉄骨、LS：軽量鉄骨、
CB：コンクリートブロック、W：木

＜改修・更新等の基本サイクル（実施イメージ）＞

予防保全の観点から、建物の各部位の更新周期（耐用年数）及び建物の目標使用年数に応じた周期的な改修・更新等（中規模改修、大規模改修、長寿命化改修、建替え）の実施を目指します。なお、実際の工事実施の時期は、複数年にわたることや、建物の状況等により前後することなどを想定しています。

■SRC 造・RC 造・S 造
：標準使用年数 60 年
：目標使用年数 80 年

中規模改修　：15 年目・45 年目
大規模改修　：30 年目
長寿命化改修：60 年目
（長寿命化対象建物の場合）

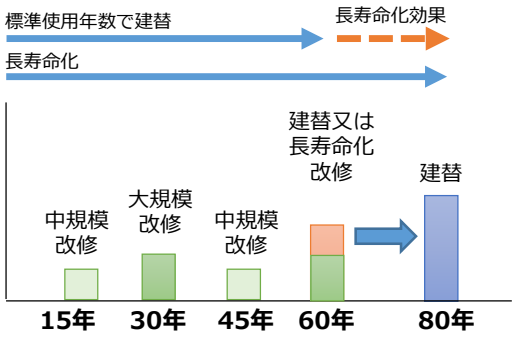

■LS 造・W 造
：標準使用年数 45 年
：目標使用年数 60 年

中規模改修　：15 年目
大規模改修　：30 年目
長寿命化改修：45 年目
（長寿命化対象建物の場合）

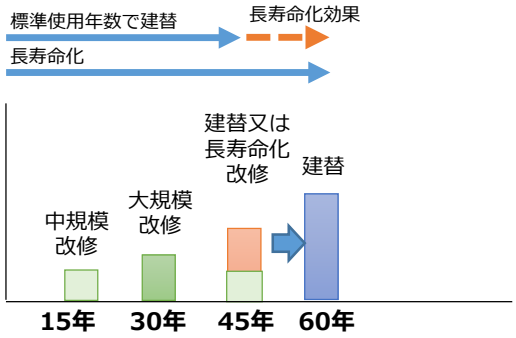

図 11　改修・更新等の基本サイクル（実施イメージ）

第３節　経常的に実施すべき安全対策

前章で取り上げた個別施設の状態等を踏まえ、「経常的に実施すべき安全対策」に関し、現状認識と課題及び基本方針等を次のとおりに整理しました。

＜現状認識＞

- これまで本市では、室内関連の改修事項としては、空調機器の定期更新、畳の交換、フローリングの補修を重点的に実施してきました。
- 本計画策定にあたり実施した劣化状況の建物問診調査によると（P19 参照）、特に内装（床材等）やドアの不具合についての改善要望が目立ちました。
- また、感染症対策を強化する観点からは、室内での手洗い場の増設、換気のために窓を開放する機会が増加したことから、網戸の修理についても重要性が増しています。
- なお、利用児童数が多い子どもルームにおいては、設備や建具の使用頻度が高いため、想定よりも早く交換時期が到来する可能性があることに注意が必要です。

●現地調査や問診調査で浮き彫りになった主な問題点（第 4 章第 5 節参照）

床・壁等の劣化・損傷　**ドアや窓の開閉不良**　**感染症対策に必要な機能**

＜主な課題＞

- ドアや窓の開閉不良は、ともすると改修が後手になりがちですが、不具合を放置していると、ドアや窓の損壊によって児童が怪我をする危険性が高まるとともに、運営面においても業務効率を低下させる大きな原因となりかねず、早急な対処が必要です。
- 感染症対策など、特に利用児童の安全や健康に関わる事項は最優先の実施事項として、適切な改修等を実施する必要があります。
- 使用頻度の高い、内装・ドアなどの部位は、想定よりも摩耗・劣化の進行が速いことも念頭に置き、適切なメンテナンスサイクル（点検・診断・措置・記録）を実践する必要があります。

＜基本方針＞

- メンテナンスサイクルを構築して、危険箇所・不具合箇所の早期発見と早期対策を推進します。
- 感染症対策のための「手洗い場の拡張」など、利用児童の安全や健康に大きく影響する事項は、特に最優先の対策とします。
- 現に多くの施設で不具合が多発している事象については、施設ごとの優先順位を踏まえて対策を実施します。

＜実施方針＞

「経常的に実施すべき安全対策」について、以下の５つの実施方針を定めます。

その１：メンテナンスサイクルの構築と実践

以下の４段階を適切に実施して改修業務の改善を図ります。

（情報の記録・活用）

- 施設の利用状況や建物情報を網羅した施設台帳を整備し、点検・診断等の記録化と活用を図ります。

（点検・診断）

- 統一的な点検マニュアルと診断基準を整備し、施設の運営スタッフと連携して、点検・診断を着実に実施します。

（改修計画）

- 施設ごとの対策の優先順位（目標整備水準との乖離、劣化部位の支障可能性等）を踏まえ、合理的な改修計画を策定します（対策の優先順位の考え方はP5参照）。

（修繕・更新）

- 修繕工事等の際には、原状復旧以外にも、費用性やメンテナンス性を勘案した代替的な対策手法の導入を検討します。

その２：危険性の高い不具合箇所の解消

- 利用児童や運営スタッフの「動線」を検証の上で、特に安全性に関わる不具合事象については早期の解消を図ります。

その３：機能不全箇所の解消

- 建物部位や機器類の使用頻度を踏まえ、ドアや窓、空調機器、給排水設備など、使用頻度が高く、かつ支障性が高い箇所については、不具合事象の早期の解消を図ります。

その４：施設の目標整備水準を念頭に置いた更新

- 感染症対策を徹底するために、空調機器、手洗い設備、換気のための窓・網戸の重要性が非常に高まっていることを踏まえるなど、常に直近において重視されている目標施設整備水準を検証し、代替手段の導入も含め、適切な対応を図ります。

その５：安全対策の不断の見直し

- 今後、学校施設への移転対策や現施設の老朽化対策の進捗により、早期かつ重点的に対策をすべき改修事項にも変更が想定されます。したがって、刻々と変化する状況を認識し、メンテナンスサイクルのあり方や重点的な対策事項について、不断の見直しを行います。

【基本方針等の補足】

●メンテナンスサイクルの構築

建物の劣化や損傷は施設ごとに異なり、さらにその状態は日々刻々と変化するものであることから、施設を適切な状態に保つためには定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

そのため、点検・診断の結果に基づき必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、点検・診断の結果や対策履歴を記録化し、次回の点検・診断などに活用する取り組みが必要となります。

こうした一連の取り組みを「メンテナンスサイクル」といい、公共施設等の健全で持続的な活用を念頭に置いたものです。

＜メンテナンスサイクルのイメージ図＞

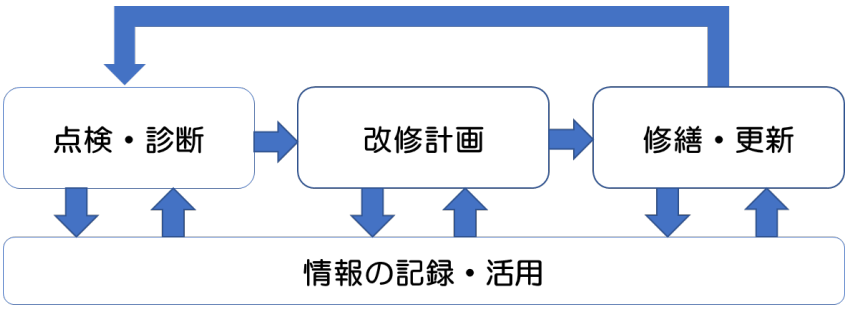

図 12　メンテナンスサイクル（実施イメージ）

＜点検業務の実施時期と内容＞

法定点検以外に実施すべき点検については、点検の効果と日常業務への負担軽減を整合させるために、点検業務を適切に組み合わせて実施することが必要です。

表 14　点検業務の比較（法定点検以外）

点検業務※	点検時期	主たる点検主体等
日常点検	◎施設稼働日	◎現場の運営スタッフ ⇒異常箇所は施設責任者へ報告し、施設責任者も点検を実施
周期的点検	◎年１回から２回程度 （築年数によって調整も必要）	◎施設責任者 ⇒点検前に現場の運営スタッフに対し問診調査も併用
応急的点検	◎異常事態発生時・直後 （地震・台風・大雨等）	◎現場の運営スタッフ ⇒異常箇所は施設責任者へ報告し、施設責任者も点検を実施 ⇒発生した事案によって、専用の点検票を使用

※　実施が義務付けられている法定点検（消防点検等）を除く

●特に重点的な対策が必要と考えられる不具合などの事例

個別施設の状態等で取り上げた劣化事象等のうち、利用児童の安全面や健康面から、速やかに重点的な対策をとるべきと考えられる事象を例示すると以下のとおりです。

児童の出入りに危険性がある門扉付近 【対策例】接触防止措置、門扉の変更等	手が触れる位置に錆が目立つ支柱（玄関付近） 【対策例】錆の除去、再塗装
開閉しづらい出入口の引き戸 【対策例】建具の交換（強度の向上を検討）	応急処置箇所が多く、つまずく危険のある床 【対策例】研磨補修、塩ビシートへの交換等
	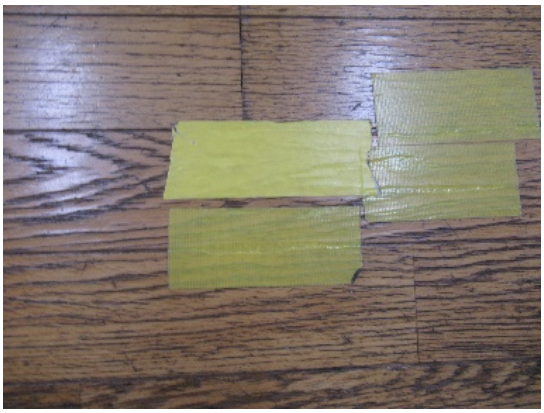
適切な換気が困難となる破れている網戸 【対策例】網戸の張替え	感染症対策においてニーズの高い室内手洗い場 【対策例】設置工事、可動式手洗い機器等

●子どもルームの目標整備水準＜設備・備品関連＞

本市では、子どもルームの整備に関して「子どもルームの整備・運営に関する方針」（平成28年４月）を策定しています。

この方針は、当面の望ましい水準を示すものであり、方針の作成時点で水準を満たさないものについては、順次改善に努めています。また、多様化するニーズの傾向、国の施策の動向等に応じて、整備水準を適宜見直すこととしています。

「子どもルームの整備・運営に関する方針」（設備・備品に関する内容の抜粋・P5・P6）

子どもたちが安心して生活できるよう、衛生的で安全な環境を確保することや障害を持つ子どもの生活に配慮し、バリアフリー化にも努めています。

（１）施設

玄関、活動スペース、静養室、物入、事務スペース、台所、トイレ、屋外の遊び場（校庭や近隣の公園を活用）

（２）設備・備品

玄関　・・・泥よけマット、傘立て、下駄箱、郵便ポストなど

活動スペース・・・ロッカー、座卓、カーテン、本棚、洗面・手洗い場、空調設備など

活動スペースは、適度な採光・通風に配慮するとともに、本棚等の転倒防止及び照明・ガラスの飛散防止措置を行う。

静養室　・・・布団

事務スペース・・・机、イス、ロッカー、キャビネット、電話、ファクシミリなど

台所　・・・冷蔵庫、食器棚、電子レンジ、湯沸し器など

その他　・・・洗濯機、掃除機などの衛生設備・備品

消火器、避難口誘導灯などの防災設備・備品

機械警備、催涙スプレーなどの防犯設備・備品

●新規整備の間取り事例（2階建ての１階部分のみ抜粋）

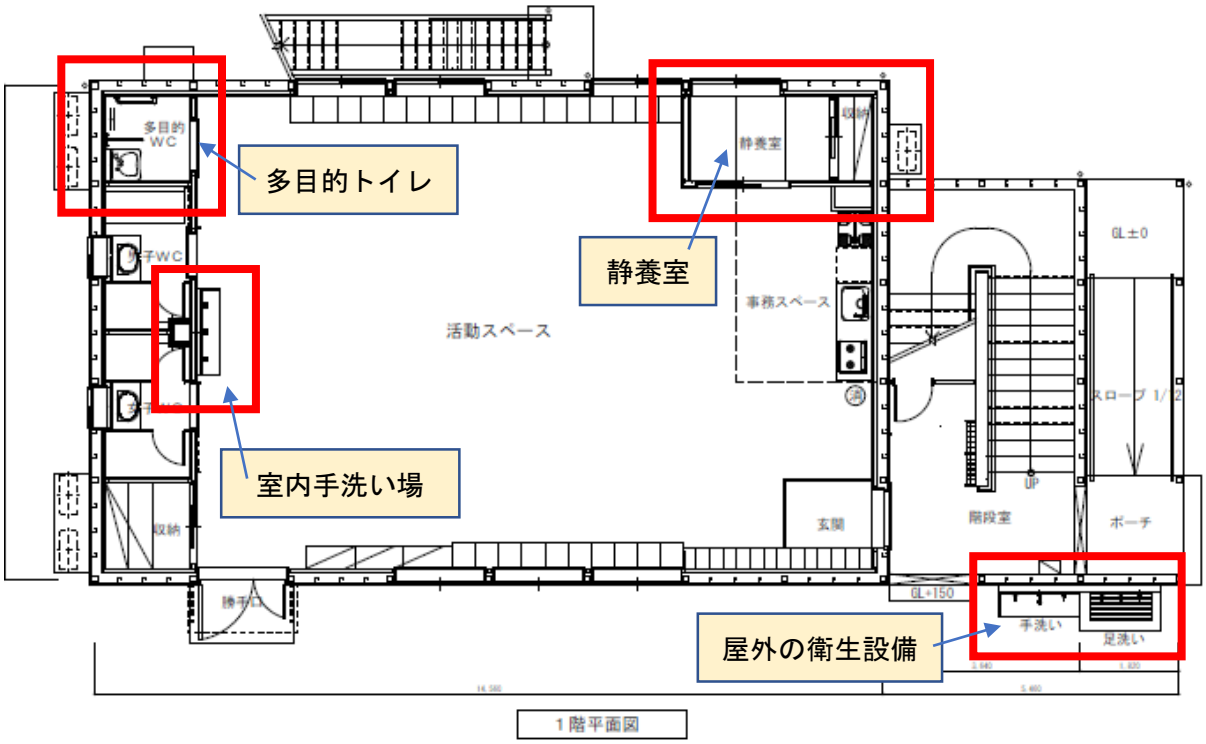

第４節　各対策に係る方針のまとめ

本章のまとめとして、第１節から第３節で示した次の３つの対策の位置付け等を以下のとおり整理します。

●対策事項

対策１：学校施設の積極的活用に向けた移転対策

対策例：学校の余裕教室への移転、学校の建替え時における学校施設内への移転

対策２：耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（中長期的な対策）

対策例：空調機器等の設備の全面的な更新、屋根・外壁・内装の全面的な改修など

対策３：経常的に実施すべき安全対策

対策例：ドア・窓・床等の危険箇所の解消、衛生・換気に係る設備の機能拡張など

●各対策相互の関係

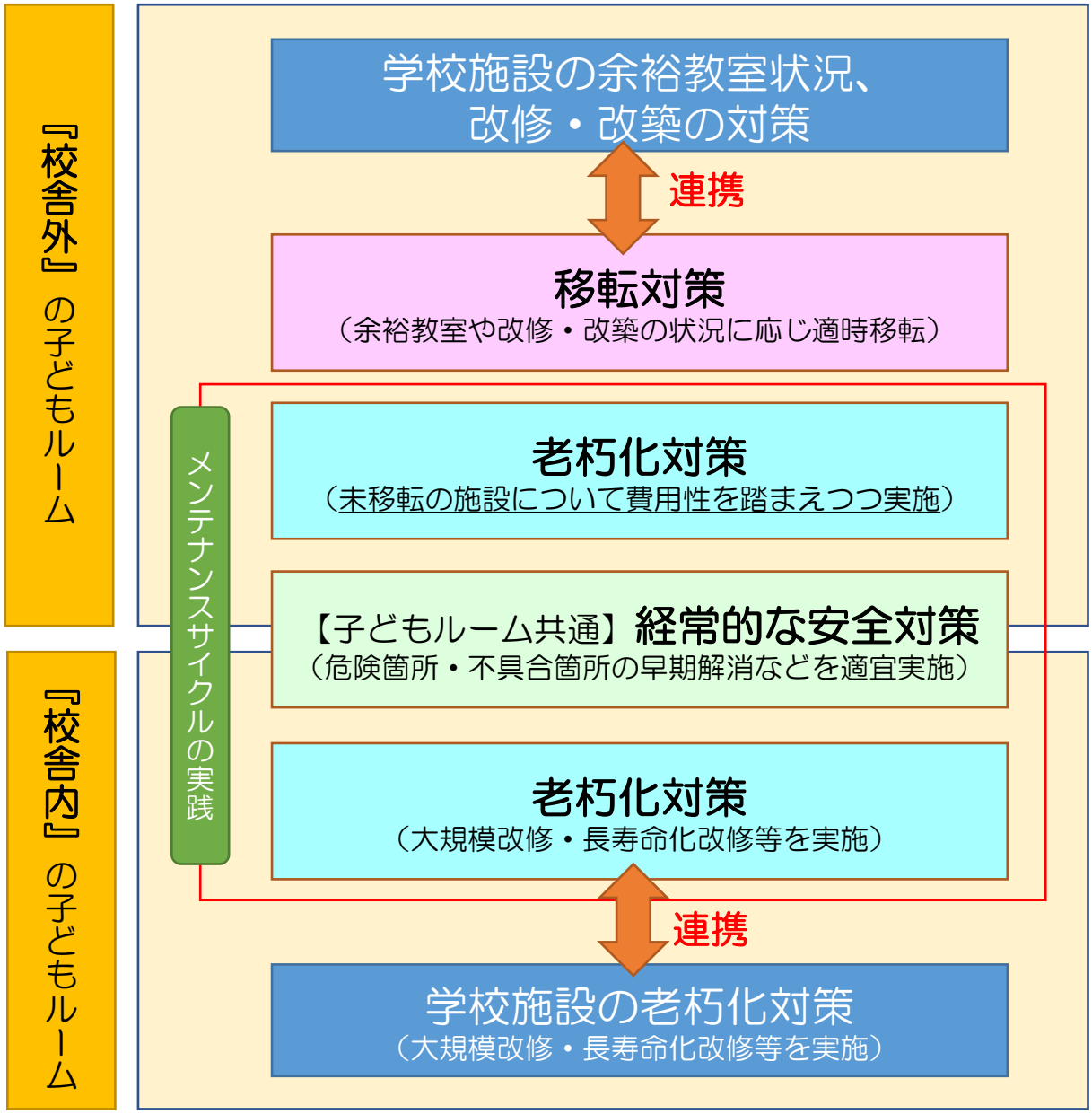

図 13　３つの対策の関連イメージ

第６章 個別施設に関する対策内容と実施時期

第１節　対策ごとの前提条件

（１）　学校施設の積極的活用に向けた移転対策

令和２年度末時点においては、学校施設へ移転が予定されている施設はありませんが、今後、学校施設の所管部門と協議を実施し、移転計画を策定し、順次移転を進めます。

表 15　移転対策の内容と時期の目安

対策内容	対策予定時期	補足
移転決定済	（令和２年度末時点では該当無し）	－
今後予定	（学校の所管部門と協議して決定）	－

（２）　耐久性・機能性の維持に向けた老朽化対策（中長期的な対策）

本計画における老朽化対策は、中長期的な観点から計画的に実施を予定しており、現状では以下の改修について、原則として周期的な実施を予定します。

今後は、改修の周期を目安としつつ、順次、点検結果や修繕履歴をもとに策定する更新計画に基づき改修を実施します。

表 16　老朽化対策の内容と時期の目安

対策内容	対策予定時期（目安）	補足
中規模改修	新築年度から 15 年目 ※ＳＲＣ造・ＲＣ造・Ｓ造は、築 45 年目にも実施	非常用設備（消火・防犯）や空調機器以外は、状態を監視して劣化・故障の兆候が無ければ実施を延期
大規模改修	新築年度から 30 年目	校舎外の子どもルームについては、学校施設への移転見込時期を踏まえて工事の仕様を調整
長寿命化改修	通常の使用年数が到来する年度 ＳＲＣ造・ＲＣ造・Ｓ造：築 60 年目 ＬＳ造・Ｗ造：築 45 年目	原則として校舎内の子どもルームを対象とし、学校施設の長寿命化改修に合わせて実施

注１：賃借施設は、賃貸借契約上の修繕工事負担区分に基づき対策を実施します。

注２：高学年ルームは学校施設（図書室等）の老朽化対策において耐久性の維持を図ります。

（３）　経常的に実施すべき安全対策

突発的な損傷等にも対応するため、安全対策は経常的に実施するものであり、現状では、本計画策定時点の現地調査及び問診調査にもとづき、当面の改修を予定します。

今後は、順次、点検結果や修繕履歴をもとに安全対策を実施します。

表 17　安全対策の内容と時期の目安

対策内容	対策予定時期（目安）	補足
危険箇所の解消	順次対策を実施し、当面のところ改修等が実施できない場合には、速やかに代替措置を講じる	原則として全ての子どもルームを対象 （例外：施設の改修・改築・用途廃止の直前等）
機能不全箇所の解消		
最新の整備水準への対応		

第２節　計画期間内の対策（今後 10 年間の対策）

（１）　移転対策の検討候補施設

移転対策の検討候補施設は、令和２年４月１日現在で、校舎外に設置されている以下の施設と今後、新たに校舎外に設置される子どもルームです。

なお、所管区分の定義については P3 にて補足説明をしています。

表 18　移転対策の検討候補施設（令和２年度時点）

校内市有			
区	子どもルーム名	建築年度	構造
中央区	生浜西小学校A	2003	LS
中央区	生浜西小学校B	2018	LS
中央区	大森小学校A	2000	LS
中央区	大森小学校B	2019	LS
中央区	新宿小学校	2000	LS
中央区	大巌寺小学校	2006	LS
中央区	松ケ丘小学校	2000	LS
中央区	星久喜小学校A	2001	LS
中央区	星久喜小学校B	2009	LS
中央区	生浜小学校	2003	LS
花見川区	上の台小学校	2000	LS
花見川区	柏井小学校	2006	LS
花見川区	長作小学校	2002	LS
花見川区	畑小学校	2006	LS
花見川区	花園小学校	2000	LS
花見川区	幕張東小学校	2006	LS
花見川区	幕張南小学校	2000	LS
花見川区	さつきが丘東小学校	2000	LS
花見川区	さつきが丘西小学校	2003	LS
稲毛区	稲丘小学校	2009	LS
稲毛区	草野小学校	2000	LS
稲毛区	弥生小学校	2001	LS
稲毛区	千草台東小学校	2001	LS
若葉区	坂月小学校	1978	RC
若葉区	千城台わかば小学校	1974	RC
若葉区	千城台東小学校	2004	LS
若葉区	都賀の台小学校	2002	LS
若葉区	みつわ台南小学校	2002	LS
若葉区	若松小学校A	2000	LS
若葉区	若松小学校B	2018	LS
若葉区	千城台北小学校	2004	LS
緑区	大木戸小学校	2003	LS
緑区	おゆみ野南小学校	2004	LS
緑区	おゆみ野南小学校B	2009	LS
緑区	金沢小学校	2001	LS
緑区	平山小学校	2009	LS
緑区	誉田小学校	2001	LS
緑区	誉田東小学校A	2001	LS
緑区	誉田東小学校Ｂ	2019	LS
美浜区	稲毛第二小学校	2018	RC
美浜区	美浜打瀬小学校	2005	LS
美浜区	幸町第三小学校	2000	LS
美浜区	高洲第三小学校	2001	LS
美浜区	幕張西小学校	2007	LS
美浜区	真砂第五小学校	2000	LS
美浜区	真砂西小学校	2004	LS
美浜区	高洲第四小学校	2007	LS
校内リース			
区	子どもルーム名	建築年度	構造
中央区	院内小学校	2016	LS
花見川区	上の台小学校B	2017	LS
花見川区	西の谷小学校	2011	LS
稲毛区	緑町小学校	2013	LS
稲毛区	小中台南小学校	2014	LS
稲毛区	山王小学校	2014	LS
若葉区	北貝塚小学校	2018	LS

校内リース			
区	子どもルーム名	建築年度	構造
緑区	あすみが丘小学校	2011	LS
緑区	有吉小学校	2015	LS
緑区	泉谷小学校	2015	LS
緑区	金沢小学校B	2016	LS
緑区	小谷小学校	2013	LS
緑区	平山小学校B	2016	LS
美浜区	海浜打瀬小学校	2011	LS
美浜区	幸町小学校	2015	LS
美浜区	真砂西小学校B	2016	LS
美浜区	真砂東小学校	2013	LS
校外市有			
区	子どもルーム名	建築年度	構造
中央区	白旗エリア	1973	RC
中央区	蘇我	2001	LS
中央区	蘇我地区	1979	RC
中央区	弁天	2003	LS
花見川区	検見川A・B	2005	LS
花見川区	犢橋	2007	LS
花見川区	こてはし台	2000	LS
花見川区	作新	2005	LS
花見川区	横戸	2005	LS
稲毛区	稲毛	2004	LS
稲毛区	小中台	2005	LS
稲毛区	小中台地区	1980	RC
稲毛区	轟町	1979	RC
稲毛区	宮野木	2002	LS
若葉区	加曽利	1974	LS
若葉区	桜木	2007	LS
若葉区	更科小学校	1978	RC
緑区	扇田	2003	LS
緑区	土気南	2001	LS
美浜区	打瀬	2001	S
美浜区	稲毛海岸	1986	RC
美浜区	高浜海浜小学校	2003	LS
美浜区	真砂東地区	2000	LS
美浜区	幸町地区	2008	LS
校外リース			
区	子どもルーム名	建築年度	構造
中央区	新宿地区	2010	LS
花見川区	検見川C	2013	LS
緑区	土気南B	2016	LS
美浜区	磯辺わかしお	2014	LS
校外賃借			
区	子どもルーム名	建築年度	構造
中央区	本町	1985	S
中央区	都地区	1973	RC
中央区	宮崎	1978	S
中央区	宮崎地区	2000	S
中央区	登戸	1987	RC
稲毛区	草野地区	1992	RC
稲毛区	小中台南地区	1980	SRC
稲毛区	園生	1992	S
若葉区	小倉地区	1983	W
若葉区	北貝塚地区	1977	S
若葉区	千城台南	1996	W
若葉区	源	2004	LS

（２） 老朽化対策の検討候補施設

老朽化対策の検討候補施設は、計画期間内（令和３年度（2021 年）から令和 12 年度（2020 年）までに中規模改修、大規模改修及び改築（建替え）の時期が到来する施設です。

なお、所管区分の定義（市有、リース、賃借）についてはＰ３にて補足説明をしています。

表 19　計画期間内における老朽化対策の検討候補施設（令和２年度時点・大規模改修のみ抜粋）

建替え				大規模改修（移転対策時）			
実施時期目安	子どもルーム名	所管区分	建築年度	実施時期目安	子どもルーム名	所管区分	建築年度
2021	加曽利	市有建物	1974	2030	生浜西小学校A	市有建物	2003
2029	生浜小学校	市有建物	2003	2030	生浜西小学校B	市有建物	2018
2029	登戸	賃借	1987	2029	弁天	市有建物	2003
2030	院内小学校	リース建物	2016	2021	幕張南小学校	市有建物	2000
2030	小中台	市有建物	2005	2026	長作小学校	市有建物	2002
2030	小中台地区	市有建物	1980	2027	畑小学校	市有建物	2006
大規模改修（周期的時期）				2027	幕張東小学校	市有建物	2006
実施時期目安	子どもルーム名	所管区分	建築年度	2021	千草台東小学校	市有建物	2001
2030	松ケ丘小学校	市有建物	2000	2025	稲丘小学校	市有建物	2009
2030	上の台小学校	市有建物	2000	2021	轟町	市有建物	1979
2030	さつきが丘東小学校	市有建物	2000	2026	都賀の台小学校	市有建物	2002
2021	誉田小学校B	目的外使用許可	1991	2021	千城台東小学校	市有建物	2004
2024	打瀬小学校	目的外使用許可	1994	2022	源	賃借	2004
2030	幸町第三小学校	市有建物	2000	2023	泉谷小学校	リース建物	2015
2027	瑞穂小学校	目的外使用許可	1997	2030	小谷小学校	リース建物	2013
2022	大椎小学校	目的外使用許可	1992	2024	土気南	市有建物	2001
				2024	土気南B	リース建物	2016
				2028	高洲第三小学校	市有建物	2001
				2027	幕張東小学校B	市有建物	2020

（３） 経常的な安全対策の検討候補施設

経常的な安全対策については、稼働中の全ての子どもルームを対象として実施します。

対策の実施時期は、本章第１節（３）にて記載の考え方を踏まえます。緊急性の高いものは速やかに実施し、それ以外は、点検・診断によるメンテナンスサイクルに基づいて、危険性の兆候を把握した上で、危険性の切迫度や影響度を勘案して対策の実施時期を個別具体的に定めるものとします。

（４） その他

① 新設予定（現時点での見込）

令和３年度：打瀬地区Ａ子どもルーム、打瀬地区Ｂ子どもルーム、宮崎小子どもルーム

令和４年度：本町小子どもルーム、北貝塚小子どもルーム、誉田東小子どもルーム

② 廃止予定（現時点での見込）

令和３年度：千城台西小子どもルーム、千城台南小子どもルーム

注：上記予定は現時点での見込ですので、今後予定が変更される可能性があります。

第７章 対策の概算費用と効果

第１節　推計条件

本計画で取り上げた３つの対策を反映した中長期的な更新費用を推計し、対策を実施した場合の効果と今後の課題について検証します。

●推計の種類と推計期間

推計１）自然体の見込：現状の位置及び延床面積にて改修・改築を実施

推計２）対策後の見込：移転対策を反映し、現状の延床面積にて改修・改築を実施

試算期間）令和３年度（2021 年）から令和 42 年度（2060 年）までの 40 年間

＜補足＞

・将来の子どもルームの利用需要に関しては、小学校児童数の減少が予測されている一方で、待機児童対策等の政策的要因や共働き世帯の増加見通し等の社会的要因等の様々な要因が複合的に影響するため、長期の推計が困難です。そのため、将来的な子どもルームの延床面積の増減見通しは、現時点で明らかな内容（新設・移転・集約）以外は、いずれの推計にも反映しません。

●各推計に共通の条件

表 20　推計条件（共通）

項目	説明
新築費	・令和 2 年度から令和 4 年度までに竣工予定の施設を計上 ・新築費用は、見込額を計上
建替え（改築）費	・耐用年数到来時又は学校の改築時 ・建替え単価は一律 338 千円/㎡を採用(直近の実績額参考)
改修費 （中規模・大規模）	・周期的時期又は学校の改築時（大規模改修時期） （周期：中規模改修は 15 年目・45 年目、大規模改修は 30 年目） ※改修費は建替え時期の 10 年前以内には費用計上しない ・中規模改修費は、建替え費用の 10%相当 ・大規模改修費は、建替え費用の 30%相当
経常修繕費	・年度平均額を計上 ・令和元年度の支出実績額：65 百万円を採用

●対策後の見込に関する推計条件

表 21　推計条件（推計２：対策後の見込）

項目	説明
移転対策	**＜学校の改修・改築に合わせた移転＞** ・校舎外の施設（市有、リース、賃借）を学校の改修・改築時期に合わせて移転（大規模改修費又は改築費を計上） **＜余裕教室への移転＞** ・余裕教室の移転に要するコストと移転によって削減可能な改修費用を相殺するものとみなし、推計上のコストは 0 円扱い
老朽化対策	改修費用に含む（自然体の見込と同額）
経常的対策	経常修繕費に含む（自然体の見込と同額）
維持管理費の削減額	賃借施設が移転対策の対象の場合、賃料相当額を見込む

第２節　推計結果

今後 40 年間に見込まれる更新費用の推計結果は以下のとおりとなります。

●【推計１】自然体の見込による推計

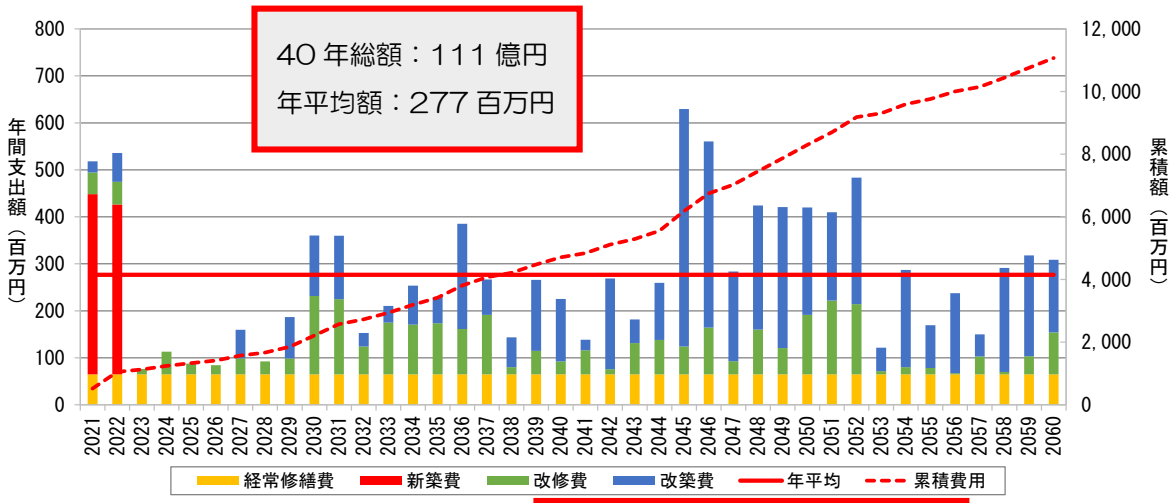

●【推計２】対策後の見込による推計

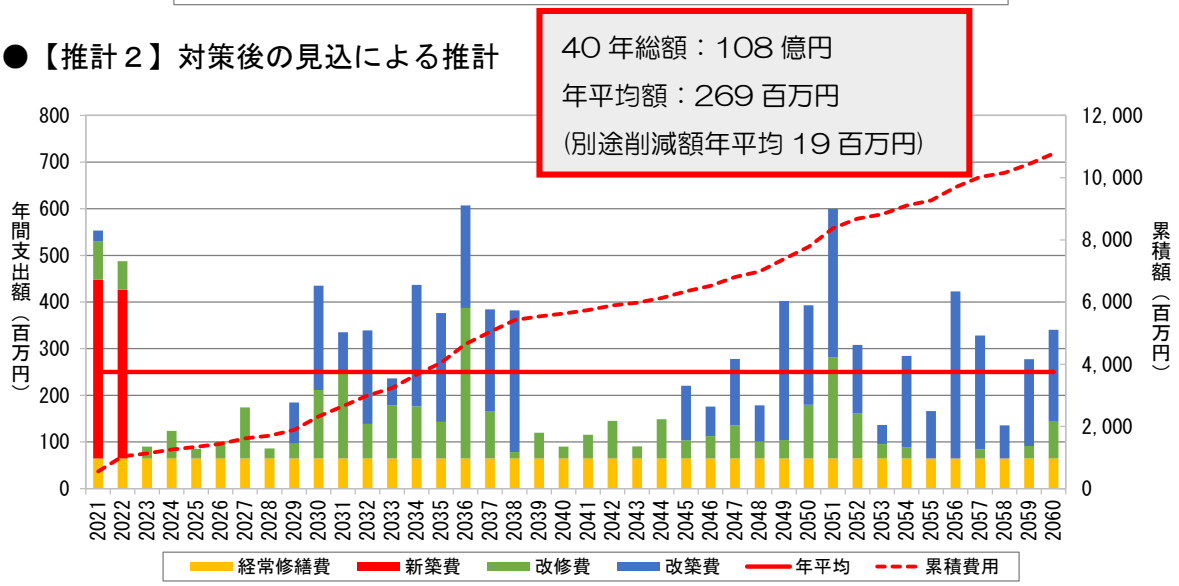

図 14　更新費用の推計結果（比較）

●推計額の比較

表 22　累積額の比較　　金額単位：百万円

	自然体の見込 A	対策後の見込 B	効果額 C＝B-A
新築費	745	745	0
改修費	2,493	2,751	258
改築費	5,232	4,687	-545
経常修繕費	2,593	2,593	0
小計（40年間）	11,062	10,775	-287
年平均額	277	269	-7
維持管理費の削減額	0	-772	-772
合計（40年間）	11,062	10,003	-1,059
年平均額	277	250	-26

第３節　効果の検証

将来更新費用の推計結果に基づいて、対策の効果と今後の課題を以下のとおり検証しました。

●対策の効果

①　改修費用の縮減

学校施設への移転時期と子どもルームについて当初想定されていた改修時期の関係で、改修費用を節約できる施設があり、改修費用全体が僅かながら縮減につながる見通しです。

②　改築費（建替費）の増加

一方で、自然体の見込では通常の使用年数（築 45 年後又は築 60 年後）での建替えを想定していますが、対策後の見込では、学校の改築のタイミングで改築費用を計上しているため、自然体の見込よりも早期に改築時期が到来する施設があり、改築費用全体が僅かながら増加する見通しです。

③　対策による維持管理費用の縮減

賃借施設については、移転対策を積極的に実施した場合、学校施設の改修・改築のタイミングで市有の学校施設に移転するため、賃料負担が軽減され、維持管理費用全体の縮減に繋がる見通しです。

④　全体コスト（更新費用及び維持管理費用）の縮減

更新費用及び維持管理費用全体としては、対策後の見込によって一定程度額の縮減効果が期待できる見通しですが、自然体の見込との差額は僅かです。

特に維持管理費用以外の更新費用のみの比較では、縮減効果はほぼ見込めない見通しです。

●今後の課題

対策の効果を検証した結果を踏まえ、更新費用の推計における観点から、今後の課題を以下のとおり整理します。

◆　改修・改築費用等の一層の節約

学校施設の積極的活用は、改築費用や改修費用が前倒しされる傾向にあり、短期的には費用面でのメリットは顕在化しづらいものといえます。

したがって、費用を抑制する観点から、移転対策時には、従来までの延床面積を可能な限り縮減することや、移転に要するコストの節約に努めることで、費用面でのメリットを生み出していくことが大きな課題となります。

◆　更新費用の平準化

また、学校施設の改修・改築時期を所与とすると、子どもルームとして、更新費用の平準化を図ることが困難となる可能性があります。そのため、移転対象外の子どもルームを中心に、更新費用の平準化を図っていくことも課題となります。

第８章 本計画の継続的運用方針

第１節　情報基盤の整備と活用

（１）　建物異動更新情報（建物データベース）の一元化【当面の対応】

現状では、子どもルーム事業に関するデータを各種フォーマットにて整理しています。

今後は、子どもルームに関するデータの中でも、各資料において共通して利用されている頻度が高い『建物情報』を一元管理し、異動更新の作業を省力化するとともに、更新内容を正確かつ迅速に業務に活用できるようにします。

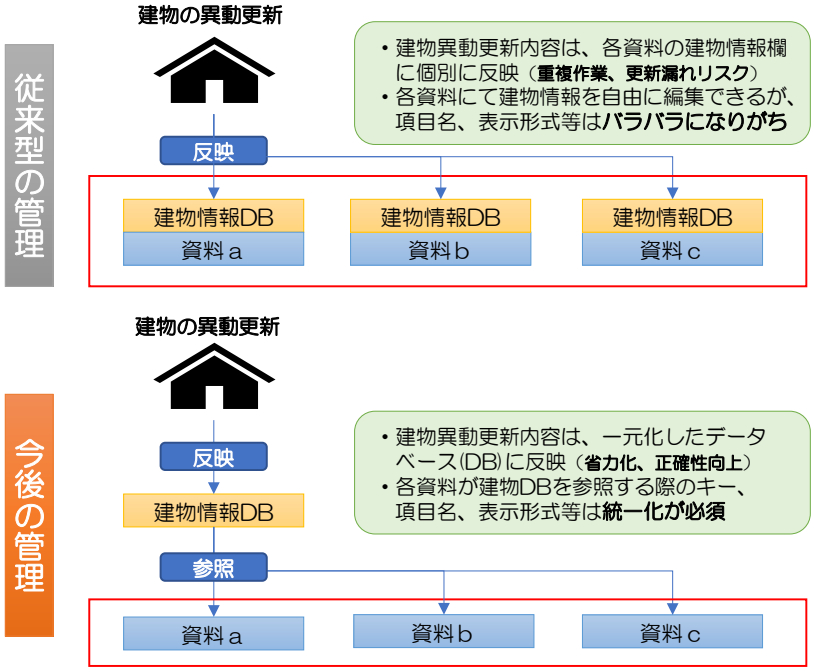

図 15　建物異動更新情報（建物データベース）の一元化＜イメージ＞

（２）　施設データベースの拡張【将来的に目指す姿】

将来的には、子どもルーム事業に関する各資料についても、一元化したデータベースで管理し、共通のフォーマットで時系列的に更新・管理を行います。

施設データベースを一元化することにより、将来更新費用など老朽化対策上必要な集計及び推計を容易に行うことが可能です。加えて、庁内の各種データベース（資産データベース、公有財産台帳等）やＧＩＳ（地理情報システム）との連携も見据え、より広い範囲での利活用に堪える情報とすることを目指します。

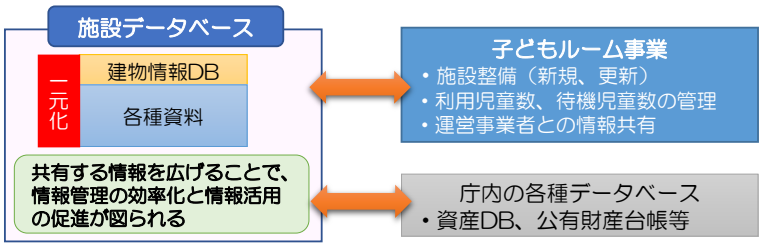

図 16　施設データベースによる各種資料等の一元管理化＜イメージ＞

第２節　推進体制等の整備

従来から、子どもルーム事業を実施する際には、庁内においては、学校施設やアフタースクール事業の各所管部門と連携を図ってきました。また、対外的には、子どもルームの運営事業者と業務面や施設維持管理面での連携を図ってきました。

今後は、移転対策や老朽化対策が本格化することが予定されているため、従来からの連携を一層強化していきます。

各種の連携にあたって特に重要となる事項は以下のとおりです。

移転対策	**：学校施設の所管部門との連携**（校舎外の子どもルーム関連）
老朽化対策	**：学校施設の所管部門との連携**（校舎内の子どもルーム関連）
安全対策	**：日常点検業務を中心とする現場の運営スタッフとの連携**

第３節　計画のフォローアップ

本計画に基づく子どもルームの適切な施設管理と子どもルーム事業の持続性を確保するために、ＰＤＣＡサイクルに基づいて本計画の見直しを実施します。

ＰＤＣＡサイクルを適切に実行するために特に留意すべき事項は次のとおりです。

ＰＤＣＡサイクルの適切な実行＜主な留意点＞

計画(P)：計画期間は原則 10 年間（途中改訂あり）

実行(D)：各種対策を実行（移転・改修等）

評価(C)：対策の進捗状況を毎年度検証

改善(A)：各種対策を改善し、本計画の改訂事項を整理

図 17　ＰＤＣＡサイクルの適切な実行

資料編

①　アフタースクール事業の概要について

●事業内容

アフタースクール事業は、小学校の放課後において、希望する全ての子どもたちを対象に「安全・安心に過ごせる居場所」と「学びのきっかけ」を提供するため、これまで別々に運営していた放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営しているものです。

平成 29 年度よりモデル実施していましたが、令和２年度より正式に「アフタースクール」として実施しています。

●対象者・活動内容

アフタースクール 事業の利用対象者及び活動内容は以下のとおりです。

区分	対象者	活動内容
昼間の部	原則として実施校に在学する全児童	・学びのきっかけとなるプログラム ・自由遊び＋生活の場
夜間の部 （定員あり）	原則として実施校に在学し、就労などにより、保護者が 17 時以降に家庭にいない児童	・自由遊び＋生活の場

●対象校

【令和２年度までに開設】

生浜・川戸・西小中台・さつきが丘東・さつきが丘西・都賀・千草台東・更科・若松台・土気・高洲第四・稲浜小学校

【令和３年度から開設】

朝日ケ丘・あやめ台・大宮・千城台わかば・千城台みらい・真砂第五小学校

●利用時間

区　分	昼間の部	夜間の部
授業日（平日）	授業終了後～17 時	17 時～19 時
土曜日	８時～16 時 30 分	開設なし
短縮授業日	授業終了後～17 時	17 時～19 時
学校行事等振替休業日	８時～17 時	17 時～19 時
長期休業日（土曜日を除く）	８時～17 時	17 時～19 時

●利用料金等：一般世帯の例（※生活保護受給世帯等には減免適用）

世帯区分	利用料（月額）				おやつ代 （夜間の部のみ）
	昼間の部			夜間の部	
	７・８月以外	７月	８月		
一般世帯	3,500 円	4,000 円	5,500 円	5,000 円	2,000 円

●アフタースクール事業　登録者数（令和２年４月１日時点）

昼間の部における登録者数及び登録率は以下のとおりです。

小学校名	人数・割合	令和２年度　※令和２年４月１日時点						
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	計
都賀	全校児童数	77	78	82	75	77	86	475
	昼間登録者数	48	48	32	25	13	6	172
	昼間登録率	62%	62%	39%	33%	17%	7%	36%
生浜	全校児童数	62	47	45	49	49	61	313
	昼間登録者数	38	32	21	19	11	4	125
	昼間登録率	61%	68%	47%	39%	22%	7%	40%
更科	全校児童数	13	10	7	7	10	13	60
	昼間登録者数	3	10	5	1	4	2	25
	昼間登録率	23%	100%	71%	14%	40%	15%	42%
川戸	全校児童数	52	45	47	55	53	53	305
	昼間登録者数	20	28	17	11	3	3	82
	昼間登録率	38%	62%	36%	20%	6%	6%	27%
土気	全校児童数	48	70	61	60	45	68	352
	昼間登録者数	38	47	36	24	16	10	171
	昼間登録率	79%	67%	59%	40%	36%	15%	49%
西小中台	全校児童数	30	52	40	47	55	39	263
	昼間登録者数	21	33	25	10	5	3	97
	昼間登録率	70%	63%	63%	21%	9%	8%	37%
さつきが丘東	全校児童数	37	49	39	49	63	55	292
	昼間登録者数	22	35	21	19	12	1	110
	昼間登録率	59%	71%	54%	39%	19%	2%	38%
さつきが丘西	全校児童数	29	35	26	30	28	30	178
	昼間登録者数	16	21	11	9	0	0	57
	昼間登録率	55%	60%	42%	30%	0%	0%	32%
千草台東	全校児童数	28	42	57	47	44	57	275
	昼間登録者数	22	23	31	10	3	1	90
	昼間登録率	79%	55%	54%	21%	7%	2%	33%
高洲第四	全校児童数	25	19	25	15	19	28	131
	昼間登録者数	18	14	19	7	6	2	66
	昼間登録率	72%	74%	76%	47%	32%	7%	50%
稲浜	全校児童数	26	24	21	41	32	35	179
	昼間登録者数	21	18	12	18	9	1	79
	昼間登録率	81%	75%	57%	44%	28%	3%	44%
若松台	全校児童数	20	27	19	21	24	20	131
	昼間登録者数	17	21	13	8	4	1	64
	昼間登録率	85%	78%	68%	38%	17%	5%	49%

※全校児童数は、企画課作成の令和元年５月１日時点での令和２年度児童数推計。

②　子どもルームの施設一覧（アフタースクール含む）

連番	子どもルーム名・アフタースクール名	所在地	建築年度	構造	校内校外	所管区分
1	院内小学校	中央区祐光１－２５－３	2016	LS	校内	リース建物
2	本町	中央区本町１－８－１	1985	S	校外	賃借
3	本町小学校	中央区本町２－６－２３	1969	RC	校内	目的外使用許可
4	鶴沢小学校	中央区鶴沢町２１－１	1982	RC	校内	健全育成課所管
5	鶴沢小学校（高）	中央区鶴沢町２１－１	1970	RC	校内	高学年ルーム
6	都小学校	中央区都町４－２－１	1962	RC	校内	目的外使用許可
7	都小学校（高）	中央区都町４－２－１	1971	RC	校内	高学年ルーム
8	都地区	中央区都町３－２１－２	1973	RC	校外	賃借
9	生浜東小学校	中央区生実町１９２８	1987	RC	校内	健全育成課所管
10	生浜東小学校（高）	中央区生実町１９２８	1987	RC	校内	高学年ルーム
11	生浜西小学校A	中央区塩田町３１６－１	2003	LS	校内	市有建物
12	生浜西小学校B	中央区塩田町３１６－１	2018	LS	校内	市有建物
13	大森小学校A	中央区大森町２６８	2000	LS	校内	市有建物
14	大森小学校B	中央区大森町２６８	2019	LS	校内	市有建物
15	大森小学校（高）	中央区大森町２６８	1976	RC	校内	高学年ルーム
16	宮崎	中央区南町２－２－９	1978	S	校外	賃借
17	宮崎小学校（高）	中央区宮崎２－３－１３	1964	RC	校内	高学年ルーム
18	宮崎地区	中央区宮崎２－７－１４	2000	S	校外	賃借
19	白旗エリア	中央区白旗１－３－１６	1973	RC	校外	市有建物
20	寒川小学校	中央区寒川町１－２０５	1971	RC	校内	目的外使用許可
21	寒川小学校（高）	中央区寒川町１－２０５	1980	RC	校内	高学年ルーム
22	新宿小学校	中央区新宿２－１５－１	2000	LS	校内	市有建物
23	新宿地区	中央区新宿１－８－１４	2010	LS	校外	リース建物
24	新宿小学校（高）	中央区新宿２－１５－１	1966	RC	校内	高学年ルーム
25	蘇我	中央区今井３－７	2001	LS	校外	市有建物
26	蘇我小学校（高）	中央区今井３－１５－３２	1978	RC	校内	高学年ルーム
27	蘇我地区	中央区今井１－１４－３８	1979	RC	校外	市有建物
28	大巌寺小学校	中央区大巌寺町３７５	2006	LS	校内	市有建物
29	仁戸名小学校	中央区仁戸名町３８０	1971	RC	校内	目的外使用許可
30	松ケ丘小学校	中央区松ケ丘町５８０	2000	LS	校内	市有建物
31	登戸	中央区登戸１－１７－１４	1987	RC	校外	賃借
32	弁天	中央区弁天１－３２－２	2003	LS	校外	市有建物
33	星久喜小学校A	中央区星久喜町１０６０	2001	LS	校内	市有建物
34	星久喜小学校B	中央区星久喜町１０６０	2009	LS	校内	市有建物
35	星久喜小学校（高）	中央区星久喜町１０６０	1970	RC	校内	高学年ルーム
36	生浜小学校	中央区浜野町１３３５番地	2003	LS	校内	市有建物
37	川戸小学校	中央区川戸町４５０	1971	RC	校内	健全育成課所管
38	朝日ケ丘小学校	花見川区朝日ケ丘２－６－１	1982	RC	校内	目的外使用許可
39	上の台小学校	花見川区幕張本郷４－８－１	2000	LS	校内	市有建物
40	上の台小学校B	花見川区幕張本郷４－８－１	2017	LS	校内	リース建物
41	西の谷小学校	花見川区幕張本郷３－２２－６	2011	LS	校内	リース建物
42	西の谷小学校（高）	花見川区幕張本郷３－２２－６	1984	RC	校内	高学年ルーム
43	柏井小学校	花見川区柏井４－４８－１	2006	LS	校内	市有建物
44	検見川A・B	花見川区検見川町２－２０３	2005	LS	校外	市有建物
45	検見川C	花見川区検見川町２－２０３	2013	LS	校外	リース建物
46	検見川小学校（高）	花見川区検見川町３－３２２－２３	1977	RC	校内	高学年ルーム
47	犢橋	花見川区犢橋町７７７－３	2007	LS	校外	市有建物

注１：建築年度は主たる建物について表示しています。

注２：所管区分の定義はＰ３の補足欄をご参照ください。

連番	子どもルーム名・アフタースクール名	所在地	建築年度	構造	校内校外	所管区分
48	こてはし台	花見川区こてはし台５－１２	2000	LS	校外	市有建物
49	作新	花見川区作新台６－７	2005	LS	校外	市有建物
50	長作小学校	花見川区長作町１２７３	2002	LS	校内	市有建物
51	畑小学校	花見川区畑町１３８５－１	2006	LS	校内	市有建物
52	花園小学校	花見川区花園４－１－２	2000	LS	校内	市有建物
53	花園小学校B	花見川区花園４－１－２	1969	RC	校内	目的外使用許可
54	花園小学校（高）	花見川区花園４－１－２	1969	RC	校内	高学年ルーム
55	花見川小学校	花見川区花見川４－１	1967	RC	校内	目的外使用許可
56	花見川第三小学校	花見川区花見川１－１	1977	RC	校内	健全育成課所管
57	花島小学校	花見川区花見川８－１	1976	RC	校内	目的外使用許可
58	幕張小学校	花見川区幕張町４－７８１	1984	RC	校内	目的外使用許可
59	幕張小学校（高）	花見川区幕張町４－７８１	1978	RC	校内	高学年ルーム
60	幕張東小学校	花見川区幕張町４－６８１	2006	LS	校内	市有建物
61	幕張東小学校（高）	花見川区幕張町４－６８１	1969	RC	校内	高学年ルーム
62	幕張南小学校	花見川区幕張町３－７７１８	2000	LS	校内	市有建物
63	瑞穂小学校	花見川区瑞穂１－２	1997	RC	校内	目的外使用許可
64	横戸	花見川区横戸町１００５－２	2005	LS	校外	市有建物
65	西小中台小学校	花見川区西小中台３－１	1983	RC	校内	健全育成課所管
66	さつきが丘東小学校	花見川区さつきが丘１－７	2000	LS	校内	市有建物
67	さつきが丘西小学校	花見川区さつきが丘２－１４	2003	LS	校内	市有建物
68	あやめ台小学校	稲毛区園生町４４６－１	1970	RC	校内	健全育成課所管
69	稲丘小学校	稲毛区稲丘町１９－３０	2009	LS	校内	市有建物
70	稲丘小学校（高）	稲毛区稲丘町１９－３０	1979	RC	校内	高学年ルーム
71	稲毛	稲毛区稲毛３－１１－２	2004	LS	校外	市有建物
72	柏台小学校	稲毛区園生町５８８	1976	RC	校内	健全育成課所管
73	柏台小学校B	稲毛区園生町５８８	1976	RC	校内	目的外使用許可
74	草野小学校	稲毛区園生町１３８５	2000	LS	校内	市有建物
75	草野小学校（高）	稲毛区園生町１３８５	1973	RC	校内	高学年ルーム
76	草野地区	稲毛区長沼原町７８５	1992	RC	校外	賃借
77	緑町小学校	稲毛区緑町２－１３－１	2013	LS	校内	リース建物
78	緑町小学校（高）	稲毛区緑町２－１３－１	2011	RC	校内	高学年ルーム
79	小中台	稲毛区小仲台６－２３	2005	LS	校外	市有建物
80	小中台小学校（高）	稲毛区小仲台６－３４－１	1970	RC	校内	高学年ルーム
81	小中台地区	稲毛区小仲台５－３－１	1980	RC	校外	市有建物
82	小中台南小学校	稲毛区小仲台８－１５－１	2014	LS	校内	リース建物
83	小中台南小学校（高）	稲毛区小仲台８－１５－１	1973	RC	校内	高学年ルーム
84	小中台南地区	稲毛区小仲台７－９－１	1980	SRC	校外	賃借
85	山王小学校	稲毛区山王町１２１	2014	LS	校内	リース建物
86	山王小学校（高）	稲毛区山王町１２１	1964	RC	校内	高学年ルーム
87	園生	稲毛区小仲台９－４０－３	1992	S	校外	賃借
88	園生小学校	稲毛区小仲台９－３０－１	1972	RC	校内	目的外使用許可
89	園生小学校（高）	稲毛区小仲台９－３０－１	1980	RC	校内	高学年ルーム
90	千草台小学校	稲毛区天台５－１１－１	1976	RC	校内	健全育成課所管
91	轟町	稲毛区轟町１－８－２６	1979	RC	校外	市有建物
92	轟町小学校（高）	稲毛区轟町３－４－３０	1971	RC	校内	高学年ルーム
93	宮野木	稲毛区宮野木町１７５２－１８８	2002	LS	校外	市有建物
94	宮野木小学校	稲毛区宮野木町２１００	1981	RC	校内	目的外使用許可
95	宮野木小学校（高）	稲毛区宮野木町２１００	1981	RC	校内	高学年ルーム
96	弥生小学校	稲毛区弥生町３－１８	2001	LS	校内	市有建物

注１：建築年度は主たる建物について表示しています。

注２：所管区分の定義はＰ３の補足欄をご参照ください。

連番	子どもルーム名・アフタースクール名	所在地	建築年度	構造	校内校外	所管区分
97	弥生小学校B	稲毛区弥生町３－１８	1974	RC	校内	目的外使用許可
98	千草台東小学校	稲毛区作草部町１２９８番地の1	2001	LS	校内	市有建物
99	都賀小学校	稲毛区作草部町９３８番地	1970	RC	校内	目的外使用許可
100	大宮小学校	若葉区大宮台７－８－１	1970	RC	校内	健全育成課所管
101	小倉小学校	若葉区小倉台５－１－１	1974	RC	校内	健全育成課所管
102	小倉小学校（高）	若葉区小倉台５－１－１	1969	RC	校内	高学年ルーム
103	小倉地区	若葉区小倉台３－２－９	1983	W	校外	賃借
104	加曽利	若葉区加曽利町１０３２－３７	1974	LS	校外	市有建物
105	北貝塚小学校	若葉区貝塚町１０９３	2018	LS	校内	リース建物
106	北貝塚地区	若葉区貝塚２－９－１５	1977	S	校外	賃借
107	坂月小学校	若葉区坂月町２９４－１	2008	RC	校内	市有建物
108	桜木	若葉区桜木１－３９－１	2007	LS	校外	市有建物
109	桜木小学校（高）	若葉区桜木３－２６－１	1969	RC	校内	高学年ルーム
110	白井小学校	若葉区野呂町２１５	2007	RC	校内	健全育成課所管
111	千城台旭小学校	若葉区千城台東３－１８－１	1976	RC	校内	健全育成課所管
112	千城台わかば小学校	若葉区千城台西２－２１－１	1974	RC	校内	市有建物
113	千城台東小学校	若葉区千城台東１－１５－１	2004	LS	校内	市有建物
114	千城台南	若葉区千城台南２－３－２７	1996	W	校外	賃借
115	都賀の台小学校	若葉区都賀の台２－１３－１	2002	LS	校内	市有建物
116	都賀の台小学校（高）	若葉区都賀の台２－１３－１	1980	RC	校内	高学年ルーム
117	みつわ台北小学校	若葉区みつわ台３－５－１	1980	RC	校内	健全育成課所管
118	みつわ台北小学校（高）	若葉区みつわ台３－５－１	1977	RC	校内	高学年ルーム
119	みつわ台南小学校	若葉区みつわ台１－１７－１	2002	LS	校内	市有建物
120	みつわ台南小学校B	若葉区みつわ台１－１７－１	1980	RC	校内	目的外使用許可
121	源	若葉区みつわ台５－１９－８	2004	LS	校外	賃借
122	若松小学校A	若葉区若松町３６０－１	2000	LS	校内	市有建物
123	若松小学校B	若葉区若松町３６０－１	2018	LS	校内	市有建物
124	千城台北小学校	若葉区千城台北１－４－１	2004	LS	校内	市有建物
125	若松台小学校	若葉区若松台２丁目２５番１号	1982	RC	校内	目的外使用許可
126	更科小学校	若葉区更科町２０７３	1978	RC	校外	市有建物
127	あすみが丘小学校	緑区あすみが丘６－２	2011	LS	校内	リース建物
128	あすみが丘小学校（高）	緑区あすみが丘６－２	2014	LS	校内	高学年ルーム
129	扇田	緑区おゆみ野有吉３－１	2003	LS	校外	市有建物
130	大木戸小学校	緑区大木戸町３１７	2003	LS	校内	市有建物
131	大椎小学校	緑区あすみが丘６－３８	1992	RC	校内	目的外使用許可
132	越智小学校	緑区越智町７０５－３５９	1983	RC	校内	目的外使用許可
133	有吉小学校	緑区おゆみ野１－５３	2015	LS	校内	リース建物
134	泉谷小学校	緑区おゆみ野中央４－３	2015	LS	校内	リース建物
135	おゆみ野南小学校	緑区おゆみ野南４－２６	2004	LS	校内	市有建物
136	おゆみ野南小学校B	緑区おゆみ野南４－２６	2009	LS	校内	市有建物
137	おゆみ野南小学校（高）	緑区おゆみ野南４－２６	2010	RC	校内	高学年ルーム
138	金沢小学校	緑区おゆみ野南５－３１	2001	LS	校内	市有建物
139	金沢小学校B	緑区おゆみ野南５－３１	2016	LS	校内	リース建物
140	金沢小学校（高）	緑区おゆみ野南５－３１	1996	RC	校内	高学年ルーム
141	小谷小学校	緑区おゆみ野４－４５	2013	LS	校内	リース建物
142	小谷小学校（高）	緑区おゆみ野４－４５	1990	RC	校内	高学年ルーム
143	椎名小学校	緑区茂呂町５８２	2004	LS	校内	目的外使用許可
144	土気南	緑区あすみが丘４－１９－１	2001	LS	校外	市有建物
145	土気南B	緑区あすみが丘４－１９－１	2016	LS	校外	リース建物

注１：建築年度は主たる建物について表示しています。

注２：所管区分の定義はＰ３の補足欄をご参照ください。

連番	子どもルーム名・アフタースクール名	所在地	建築年度	構造	校内校外	所管区分
146	平山小学校	緑区辺田町１４１	2009	LS	校内	市有建物
147	平山小学校B	緑区辺田町１４１	2016	LS	校内	リース建物
148	平山小学校（高）	緑区辺田町１４１	1979	RC	校内	高学年ルーム
149	誉田小学校	緑区誉田町１－２７	2001	LS	校内	市有建物
150	誉田小学校B	緑区誉田町１－２７	1991	RC	校内	目的外使用許可
151	誉田東小学校A	緑区誉田町２－２１－８４	2001	LS	校内	市有建物
152	誉田東小学校B	緑区誉田町２－２１－８４	2019	LS	校内	市有建物
153	土気小学校	緑区土気町１６３４－２	1979	RC	校内	健全育成課所管
154	磯辺わかしお	美浜区磯辺４－２８－２	2014	LS	校外	リース建物
155	磯辺小学校（高）	美浜区磯辺４－１６－１	1981	RC	校内	高学年ルーム
156	磯辺第三小学校	美浜区磯辺１－２５－１	1984	RC	校内	目的外使用許可
157	磯辺第三小学校（高）	美浜区磯辺１－２５－１	1980	RC	校内	高学年ルーム
158	稲毛第二小学校	美浜区稲毛海岸５－７－１	2018	RC	校内	市有建物
159	稲毛第二小学校（高）	美浜区稲毛海岸５－７－１	1966	RC	校内	高学年ルーム
160	打瀬	美浜区打瀬２－１３	2001	S	校外	市有建物
161	打瀬小学校	美浜区打瀬１－３－１	1994	RC	校内	目的外使用許可
162	打瀬小学校（高）	美浜区打瀬１－３－１	1994	RC	校内	高学年ルーム
163	海浜打瀬小学校	美浜区打瀬３－３－４	2011	LS	校内	リース建物
164	美浜打瀬小学校	美浜区打瀬２－１８－１	2005	LS	校内	市有建物
165	幸町小学校	美浜区幸町２－１２－１２	2015	LS	校内	リース建物
166	幸町第三小学校	美浜区幸町１－１０－１	2000	LS	校内	市有建物
167	幸町第三小学校B	美浜区幸町１－１０－１	1975	RC	校内	目的外使用許可
168	高洲小学校	美浜区高洲２－２－２０	1979	RC	校内	目的外使用許可
169	高洲第三小学校	美浜区高洲３－３－１１	2001	LS	校内	市有建物
170	稲毛海岸	美浜区高洲３－１２－１	1986	RC	校外	市有建物
171	高浜海浜小学校	美浜区高浜４－８－２	2003	LS	校外	市有建物
172	高浜第一小学校	美浜区高浜１－４－１	1982	RC	校内	健全育成課所管
173	幕張西小学校	美浜区幕張西２－８－１	2007	LS	校内	市有建物
174	幕張西小学校B	美浜区幕張西２－８－１	1977	LS	校内	目的外使用許可
175	真砂第五小学校	美浜区真砂１－１２－１５	2000	LS	校内	市有建物
176	真砂西小学校	美浜区真砂４－５－１	2004	LS	校内	市有建物
177	真砂西小学校B	美浜区真砂４－５－１	2016	LS	校内	リース建物
178	真砂西小学校（高）	美浜区真砂４－５－１	1979	RC	校内	高学年ルーム
179	真砂東小学校	美浜区真砂２－１３－１	2013	LS	校内	リース建物
180	真砂東地区	美浜区真砂２－３－１	2000	LS	校外	市有建物
181	幸町地区	美浜区幸町２－９－４	2008	LS	校外	市有建物
182	稲浜小学校	美浜区稲毛海岸２－３－２	1978	RC	校内	目的外使用許可
183	高洲第四小学校	美浜区高洲１丁目１５番１号	2007	LS	校内	市有建物

注１：建築年度は主たる建物について表示しています。

注２：所管区分の定義はＰ３の補足欄をご参照ください。

千葉市子どもルーム・アフタースクール個別施設計画

令和３年３月

編集・発行

＜子どもルーム事業＞
千葉市こども未来局健全育成課
〒２６０－８７２２　千葉市中央区千葉港１－１
電話番号　０４３－２４５－５９７３
ＦＡＸ　０４３－２４５－５９９５
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp

＜アフタースクール事業＞
千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
〒２６０－００２５　千葉市中央区問屋町１－３５
千葉ポートサイドタワー１１階
電話番号　０４３－２４５－５９５７
ＦＡＸ　０４３－２４５－５９９２
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp